

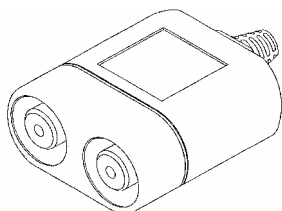
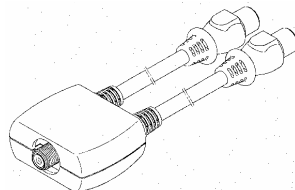
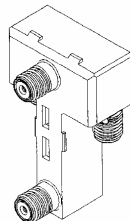
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6	電子情報処理、記憶機械器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
＜基本的定義＞ 電氣的信号に変換された音響、映像、文字等の情報（電子情報）を処理・記憶する機器（入出力機能を有するものは除く） （注）H6（処理・記憶機器）とH7（入出力機器）との分類付与の優先関係は、基本的にはH6よりH7を優先すること（H6＜H7）を原則とする。 （注）H6の分類付与の基本的な優先関係の原則 H6－1（通信伝送路用機械器具等）＜H6－2通信装置用基本的機器＜H6－3（信号調整器器）＜H6－4（チューナ等）＜H6－5（情報記録器等）＜H6－6（電子計算機用中央処理機等）		
他の意匠分類との関係（含まれない物品、意匠）		
分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6－10	アンテナ等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3－10	一	通信伝送路用器具
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ろ波器	減衰器	アイソレーター
方向性結合器		
定義		
H6－1代には、電磁波、光などを受信するための機器であるアンテナと、アンテナで受信した高周波電流信号等を、ケーブルを通じて各端末機へ導くために、途中で信号電流の強弱、方向性、分化、統合等の処理するための機器を分類する。 H6－10には、H6－11、12に分類されないものを分類する。 物品の区分が、混合器、分波器、テレビ信号機用分配器、アンテナ分岐器、テレビ共聴器、テレビ信号用分配器、整合器、分岐器等であるものは、H6－11に分類する。 物品の区分が、アンテナ、～用アンテナであるものは、H6－12に分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
物品の区分が、「～用コネクタ」あるいは「～用コンセント」等と記載されているものはH1－3402へ分類する。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

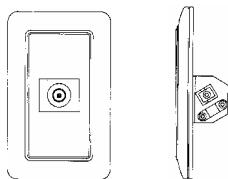
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-11	通信伝送路用器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3－10	一	通信伝送路用器具
H3－12	全	テレビ信号用混合器及び分波器
H3－13	全	テレビ信号用分配器、整合器、分岐器等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H1－10、1100	電線、電気ケーブル等	
H1－3300	端子盤等	
H1－3402C	【壁床等埋込型コネクター】同軸コネクター有り	
H1－34260	同軸コネクター	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
混合器	分波器	テレビ信号機用分配器
アンテナ用分岐器	テレビ用共聴器	テレビ信号用分配器
整合器	分岐器等	
定義		
アンテナから入力された主として高周波電流信号を、ケーブルを通じて各端末操作器へ導くために、途中で、信号電流の強弱、方向性、分化、統合に関する処理するもの。		
整合器については、内部にインピーダンス変換機能のついたものがあり、はたらきからも分配、分岐器と異なると考えられるが、線路を分けたり、結合したりするものという概念で分類する。		
<Dタームの概略>	1101425 号 テレビ信号用分配機	1134227 号 テレビ信号用分波機
		
		1115455 号 テレビ共聴用分岐機
		

AA・フラッシュプレート
付き

＜コネクター型
(屋内配線型)
でフラッシュプレート
付きのもの。＞

677792-001 号
テレビジョン受像機用
アンテナ接続器

AB・フラッシュプレート
取付金具露出型

＜コネクター型
(屋内配線型)
でフラッシュプレート
取付金具付きの
もの。＞

1115803 号
テレビ共聴用分岐機

B・機器型
(ボックス型)

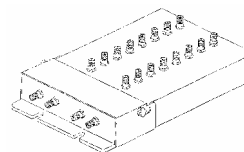
テレビジョン共聴器



1101998 号
テレビ共聴器



1083610 号
高周波信号分配器



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

・物品の区分が、「～用コネクタ」、「～用コンセント」等と記載されている、壁埋込型のものは、H1-3402へ。

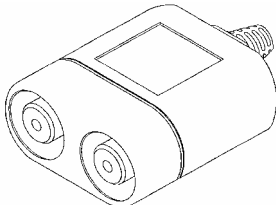
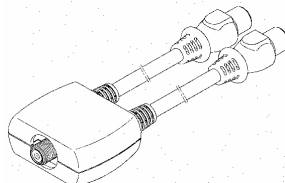
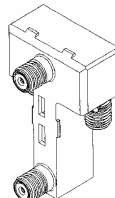
ただし、「同軸コネクタ」でも、フラッシュプレート付き、フラッシュプレート取付金具付きのものはH6-11に。

・混合器、分波器、テレビ信号機用分配器、アンテナ分岐器、テレビ共聴器、テレビ信号用分配器、整合器、分岐器等であるものは、H6-11代に分類する。

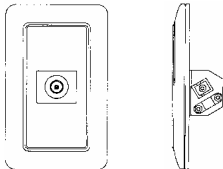
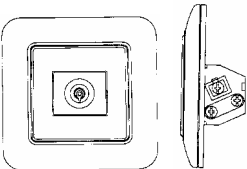
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

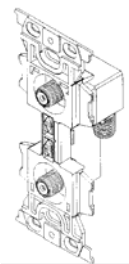
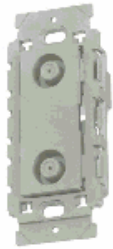
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-11	A	コネクター型(屋内配線型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3－10	－	通信伝送路用器具
H3－12	－	テレビ信号用混合器及び分波器
H3－13	－	テレビ信号用分配器、整合器、分岐器等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H1－3402C	【壁床等埋込型コネクター】同軸コネクター有り	
H1－34260	同軸コネクター	
定義(図例必須)		
通信伝送路用器具のうち、コネクター型のもの。 フラッシュプレート付き、フラッシュプレート取付金具付きを除く。		
1101425 号 テレビ信号用分配機  1134227 号 テレビ信号用分波機  1115455 号 テレビ共聴用分岐機  1117385 号 テレビ用共聴器  1117479 号 テレビジョン共聴器 		
他のDタームとの関係(付与しない意匠) フラッシュプレート付きはAA、フラッシュプレート取付金具付きはABを付与する。		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。
AA	フラッシュプレート付き	
AB	フラッシュプレート取付金具露出型	
B	機器型(ボックス型)	
過去に分類した物品の名称		

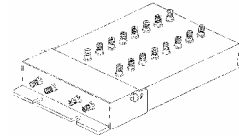
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-11	AA	フラッシュプレート付き

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-10	—	通信伝送路用器具
H3-12	—	テレビ信号用混合器及び分波器
H3-13	—	テレビ信号用分配器、整合器、分岐器等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H1-3402AA	【壁床等埋込型コネクター】フラッシュプレート付き	
H2-42400	フラッシュプレート	
定義(図例必須)		
通信伝送路用器具のうち、フラッシュプレート付きのもの。		
677792-001 号 テレビジョン受像機用 アンテナ接続器  698814 号 高周波同軸コネクター 		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。
A	コネクター型 (屋内配線型)	
AB	フラッシュプレート取付金具露出型	
B	機器型(ボックス型)	
過去に分類した物品の名称		

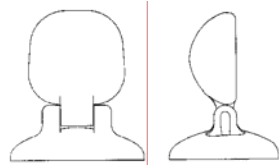
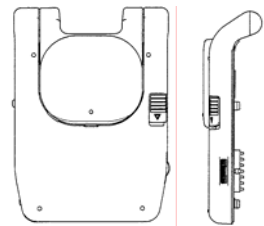
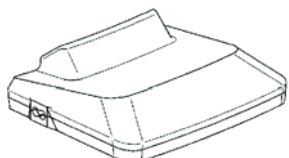
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-11	AB	フラッシュプレート取付け金具露出型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3－10	－	通信伝送路用器具	
H3－12	－	テレビ信号用混合器及び分波器	
H3－13	－	テレビ信号用分配器、整合器、分岐器等	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H1－3402AB	[壁床等埋込型コネクター] フラッシュプレート取付け金具露出型		
H2－42391	配線器具用取付け金具		
定義 (図例必須)			
通信伝送路用器具のうち、フラッシュプレート取付け金具の付いたもの。 フラッシュプレート付きは除く。			
1115803 号 テレビ共聴用分岐機 		1168260 号 テレビジョン共聴器 	
他のDタームとの関係 (付与しない意匠) フラッシュプレート付きはAAを付与する。			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。
A	コネクター型 (屋内配線型)		
AA	フラッシュプレート付き		
B	機器型 (ボックス型)		
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-11	B	機器型(ボックス型)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3－10	－	通信伝送路用器具	
H3－12	－	テレビ信号用混合器及び分波器	
H3－13	－	テレビ信号用分配器、整合器、分岐器等	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H1－3402C	【壁床等埋込型コネクタ－】同軸コネクタ－有り		
H1－34260	同軸コネクタ－		
定義(図例必須)			
通信伝送路用器具のうち、ボックス型のもの。			
テレビジョン共聴器  1101998 号 テレビ共聴器  1117386 号 テレビ用共聴器  1083610 号 高周波信号分配器 			
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。
A	コネクタ型 (屋内配線型)		
AA	フラッシュプレート付き		
AB	フラッシュプレート取付金具露出型		
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-12	アンテナ

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-110	全	アンテナ
H3-111	全	屋内外用アンテナ
H3-112	全	車両用アンテナ
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-20	通信装置用基本的機器	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
アンテナ	周波数変換器付きアンテナ	室内用アンテナ
車両用アンテナ	パラボラアンテナ	ロッドアンテナ
フィルムアンテナ	ドームアンテナ	アンテナ素子
定義		
大きな用途としては通信用であるが、電力の大小を区別しない。電磁波を受け放射するための機能を有するもの。		
＜Dタームが付与されないもの＞		
1182911 号 データ通信用アンテナ 		1080100 号 携帯情報機器用アンテナ 
1179449 号 情報通信機器用アンテナ 		
1178240 号 アンテナ 		1163126 号 車両用フィルムアンテナ 
1170332 号 車載用複合アンテナ 		

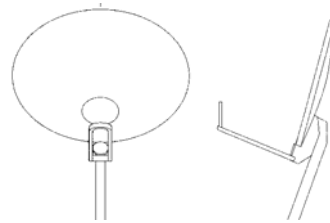
<Dタームの概要>

A パラボラ

1148374 号
衛星受信用パラボラアンテナ



1133221 号
衛星放送受信用波数変換器
付き電波誘導支持具



B ロッド

1168221 号
自動車用アンテナ

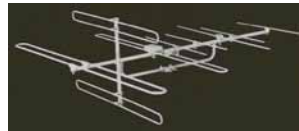


1141166 号
携帯電話機用アンテナ

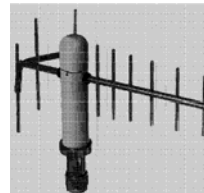


C 櫛型

1080251 号
アンテナ

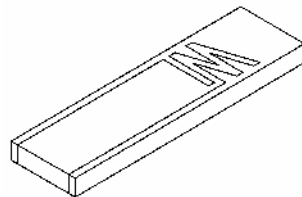


1030534 号
通信用アンテナ



D 機器内蔵型

1178376 号
誘電体チップアンテナ



1065894 号
携帯電話用補助アンテナ

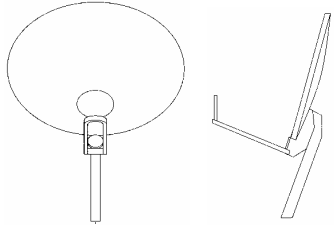


他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)

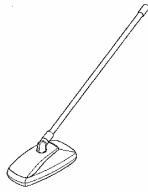
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

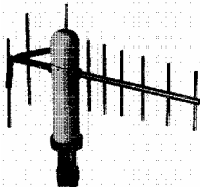
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-12	A	パラボラ

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-110	—	アンテナ
H3-111	—	屋内外用アンテナ
H3-112	—	車両用アンテナ
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
アンテナのうち、回転放物面の反射面を備えるもの。		
1148374 号 衛星受信用パラボラアンテナ 	1133221 号 衛星放送受信用波数変換器 付き電波誘導支持具 	1119903 号 衛星受信用パラボラアンテナ 
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。
B	ロッド	
C	櫛型	
D	機器内蔵型	
過去に分類した物品の名称		

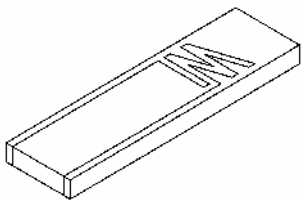
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-12	B	ロッド

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-110	—	アンテナ	
H3-111	—	屋内外用アンテナ	
H3-112	—	車両用アンテナ	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
定義(図例必須)			
アンテナのうち、棒状の部分を持つもの。 棒状の部分を持つものであれば、伸縮しないものも含む。			
1168221 号 自動車用アンテナ 	1147566 号 室内用アンテナ 	1141166 号 携帯電話機用アンテナ 	1108044 号 TV受信用車載アンテナ 
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。	
A	パラボラ		
C	櫛型		
D	機器内蔵型		
過去に分類した物品の名称			

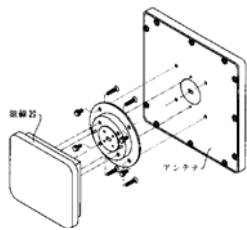
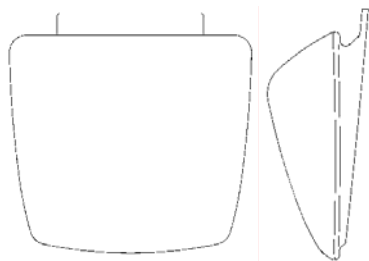
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-12	C	櫛型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-110	—	アンテナ
H3-111	—	屋内外用アンテナ
H3-112	—	車両用アンテナ
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
アンテナのうち、櫛形のもの。 櫛形アンテナの素子的なもの(棒状のもの)も、櫛形アンテナ用であれば含む。		
1080251 号 アンテナ 	1030534 号 通信用アンテナ 	
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。
A	パラボラ	
B	ロッド	
D	機器内蔵型	
過去に分類した物品の名称		

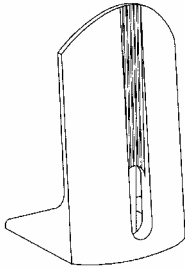
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-12	D	機器内蔵型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-110	—	アンテナ
H3-111	—	屋内外用アンテナ
H3-112	—	車両用アンテナ
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-20	通信装置用基本的機器	
定義(図例必須)		
携帯電話等の内部に組み込まれるアンテナ(部品的なもの)等。		
1178376 号 誘電体チップアンテナ 	1065894 号 携帯電話用補助アンテナ 	
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には付与しない。
A	パラボラ	
B	ロッド	
C	櫛型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-190	通信伝送路用器具等部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-19	一	通信伝送路用器具部品及び付属品 (アンテナ取付け具を分割)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
アンテナ用飾り玉	アンテナ素子取付け具	衛星放送受信用周波数変換器
アンテナ用ケース		
定義		
1162239 号 アンテナ接続用アダプタ 	1167775 衛星放送受信用 周波数変換器 【使用状態を示した参考図】 	1135986 アンテナ用ケース 
他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-191	アンテナ取付け具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-19	一	通信伝送路用器具部品及び付属品から分割	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
アンテナ取付け具	アンテナ用台		
定義			
アンテナを固定するための各種金具。			
1168097 号 アンテナ支持具 	1167712 号 アンテナ支持具 	1166639 号 アンテナ用取り付け台 	1134239 号 アンテナ用取り付け具 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-20	通信装置用基本的機器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-20	一	通信装置用基本的機器
H3-21	一	発振機器:完成体のみ
H3-22	一	通信用増幅機器:完成体のみ
H3-230	全	変調器及び復調器
H3-231	全	周波数変換器等
H3-25	全	電気音響結合器
H3-320	一	電話機用関連機器:電話機用中継器
H3-40	全	電話交換機
H3-41	全	電話交換機用関連機器
H3-511	一	電信機用関連機器
H3-523	一	模写電送機器用関連機器
H3-615	一	無線通信機用関連機器
J5-32	一	自動精算機:高速道路料金自動システム送受信機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2-600	制御機器
H6-12	アンテナ
H6-30~33	信号調整器機
H6-40~43	チューナー等
H6-6	電子計算機用中央処理機

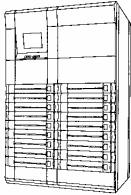
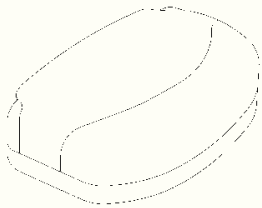
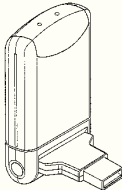
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
発振器	局部発振器	発振機
増幅器	通信用増幅器	変調器
復調機	同調器	周波数変換器
検波器	無線通信機用中継器	データ通信用音響結合器
電話機用中継器	電話機用増幅器	電話交換機
電話交換機用中継台	電信中継交換機	通信中継交換機

定義
主な用途としては通信用であるが、無線、有線を問わず、放送局、電話局、その他通信基地局間の送信、受信の伝送線路に介在する各種機器を分類する。電磁波用のいわゆる「アンテナ」は除く。 例えば、以下の①～⑦等のような、下位に展開される分類に含まれないものを含む。

- ①通信用の電波、信号電流の発振、増巾、変調、復調に関するもの。
- ②主として通信用の電力、電流、信号増幅するもの。例えば、アンテナから入力された高周波信号を増幅するアンテナ用増幅器、或は通信端局間の伝送路中に介在して、電磁波を増幅したり、有線の伝送線路中で電流を増幅するはたらきをもつもの。
- ③電波を搬送波として、有意味信号によって波の位相、振幅、周波数を変化させる変調、及び受信側で搬送波から、共振作用、同調作用、或は、フィルターを用いて低周波を検波する復調までの過程で必要とされる機器。
- ④高周波電流を低い周波数に変換するもの。
- ⑤入力された高周波電流に特定の信号を与え、変調を起こさせるもの。テレビゲーム、ビデオコーダの内部や外部にとりつけられるもの等。
- ⑥通信用の電波を送受信又は中継するもの。
- ⑦電話回線システムにおいて、各端末からの発信信号に応じて、作動し送信側と受信側の線路を中継するもの。技術的には、クロスバ、電子などがあるが区別しない。

＜Dタームの概要＞

H6－20AA(床置型) 登録 1130691 放送局用送信機 	H6－20AB(卓上直方体型) 登録 1096856 接続器用筐体 	H6－20AC(差込みカード型) 登録 1128445 カーナビ用集積回路内蔵カード 	H6－20AD(機器取付型) 登録 179826 電子計算機用無線データ送受信機 
--	--	--	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

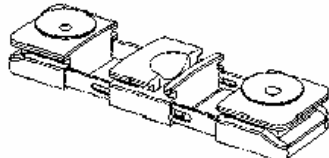
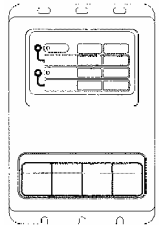
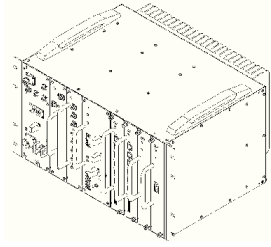
- ・機器の内部に組み込まれるチューナー回路パックのような部品はH6－291へ分類する。
- ・電磁波用のいわゆる「アンテナ」は、H6－12へ分類する。

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

H6－20に分類されるものは、Dターム:A～ADのいずれかを必ず付与する。

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-20	A	その他(AA~AD除く)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-25	一	電気音響結合器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
通信装置用基本的機器のうち、Dターム:AA~ADに当てはまらないもの、又は、何れに該当するのか不明なもの。機器の内・外部に取り付ける完成体等。		
登録 914637 携帯用音響カプラー 	登録 1122289 自動販売機のデータ送信装置 	登録 1181901 デジタル多重通信機 
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
H6-20に分類されるものは、Dターム:A~ADのいずれかを必ず付与する。 AA~ADの何れに該当するのか不明なときは、「A:その他(AA~AD除く)」を付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	
AA	床置型	
AB	卓上直方体型	
AC	差込みカード型	
AD	機器取付型	
過去に分類した物品の名称		
カプラー		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-20	AA	床置型

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-20	—	通信装置用基本的機器	
H3-40	—	電話交換機	
H3-41	—	電話交換機用関連機器	
H3-511	—	電信機用関連機器	
H3-523	—	模写電送機器用関連機器	
H3-615	—	無線通信機用関連機器	

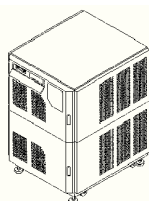
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)

通信装置用基本的機器のうち、床に置いて使用する大型のもの。
床に置いて使用されると考えられる、比較的大きなものを含む。

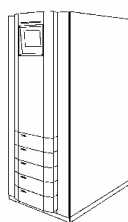
登録 955437

ファクシミリ用信号蓄積送信機



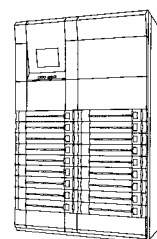
登録 1147292

デジタルテレビ用送信機



登録 1130691

放送局用送信機



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

H6-20に分類されるものは、Dターム:A~ADのいずれかを必ず付与する。
卓上か床置か迷うものには、AB:卓上を付与する。
AA~ADの何れに該当するのか不明なときは、「A:その他(AA~AD除く)」を付与する。

このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称
A	その他(AA~AD除く)
AB	卓上直方体型
AC	差込みカード型
AD	機器取付型

過去に分類した物品の名称

電話交換機	無線基地局	放送局用送信機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-20	AB	卓上直方体型

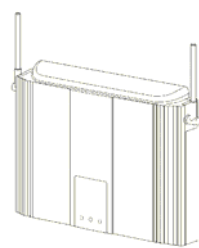
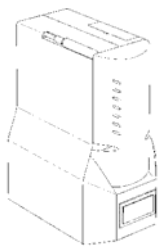
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-20	—	通信装置用基本的機器
H3-21	—	発振機器
H3-22	—	通信用増幅機器
H3-230	—	変調器及び復調器
H3-231	—	周波数変換器等
H3-320	—	電話機用関連機器：電話機用中継器
H3-40	—	電話交換機
H3-41	—	電話交換機用関連機器
H3-511	—	電信機用関連機器
H3-523	—	模写電送機器用関連機器
H3-615	—	無線通信機用関連機器
J5-32	—	自動精算機：高速道路料金自動システム送受信機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-30～33	信号調整器機
H6-40～43	チューナー等

定義 (図例必須)

通信装置用基本的機器のうち、卓上に置いて使用するもの。主に直方体状。台座部を除く本体部分の形状において、曲面であっても6つの面が認められる変形直方体形状のものも含む。

なお、卓上とは、ダッシュボードを含む。

登録 1182590 有料道路自動料金収受システム用送受信機 	登録 1178942 無線通信用中継器 	登録 1161694 ゲートウェイ機 	登録 1096856 接続器用筐体 
--	---	---	---

他のDタームとの関係 (付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

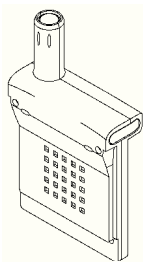
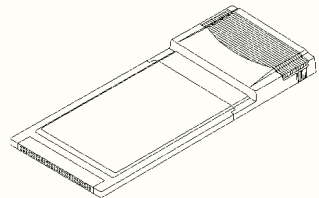
H6-20に分類されるものは、Dターム：A～ADのいずれかを必ず付与する。

卓上か床置か迷うものには、AB：卓上を付与する。

AA～ADの何れに該当するのか不明なときは、「A：その他 (AA～AD除く)」を付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	
A	その他 (AA～AD除く)	
AA	床置型	
AC	差込みカード型	
AD	機器取付型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-20	AC	差込みカード型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-230	—	変調器及び復調器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-12	アンテナ	
定義(図例必須)		
通信装置用基本的機器のうち、カード型で、機器のカード挿入口に差し込んで使用するもの。		
登録 1147486 無線送受信機 	登録 1128445 カーナビ用集積回路内蔵カード 	登録 1183607 無線通信機付き変復調器 
他のDタームとの関係(付与しない意匠) 物品名が「～アンテナ」であるものは、H6-12(アンテナ)へ。		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など) H6-20に分類されるものは、Dターム:A～ADのいずれかを必ず付与する。 AA～ADの何れに該当するのか不明なときは、「A:その他(AA～AD除く)」を付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	その他(AA～AD除く)	
AA	床置型	
AB	卓上直方体型	
AD	機器取付型	
過去に分類した物品の名称		

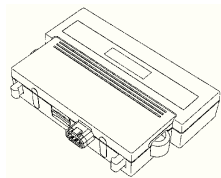
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-20	AD	機器取付け型

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-20	一	通信装置用基本的機器	
H3-511	一	電信機用関連機器	
H3-523	一	模写電送機器用関連機器	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6-12	アンテナ		

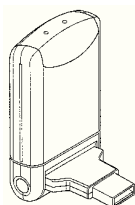
定義(図例必須)

通信装置用基本的機器のうち、機器にコネクタで直に取り付けるもの。

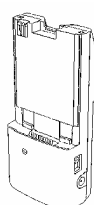
登録 1181761
携帯電子機器用
無線送受信器



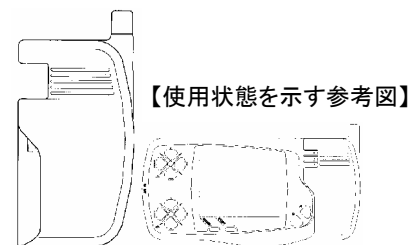
登録 179826
電子計算機用無線
データ送受信機



登録 955261
ファクシミリ送受
信機用アダプター



登録 1101474
通信用アダプタ



他のDタームとの関係(付与しない意匠)

物品名が「～アンテナ」であるものは、H6-12(アンテナ)へ。

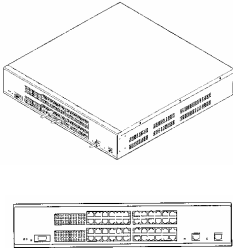
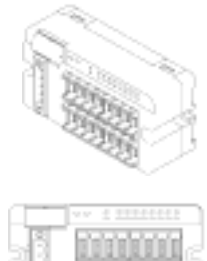
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

H6-20に分類されるものは、Dターム:A～ADのいずれかを必ず付与する。
AA～ADの何れに該当するのか不明なときは、A:その他(AA～AD除く)を付与する。

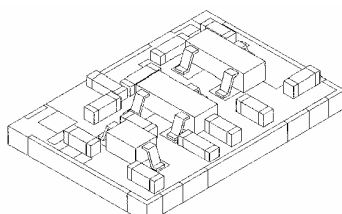
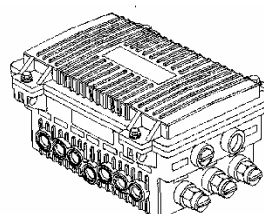
このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	その他(AA～AD除く)	
AA	床置型	
AB	卓上直方体型	
AC	差込みカード型	
	過去に分類した物品の名称	

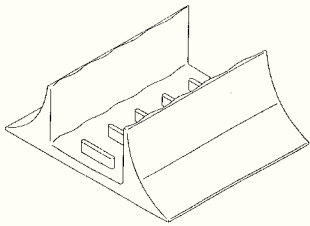
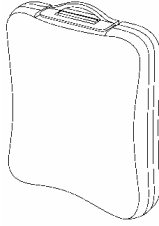
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6－20	B	端子集合型

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
H3－20		－	通信装置用基本的機器		
H3－230		－	変調器及び復調器		
参考分類・参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
定義(図例必須)					
通信装置用基本的機器のうち、機器の周囲に同じ規格のコネクタが多数(3個以上)配列されているもの。					
登録 1096380 ルーター 		登録 1094732 スイッチングハブ 		登録 1183938 信号伝送器 	
他のDタームとの関係(付与しない意匠)					
分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)					
このDタームと複数付与しないDターム					
記号	Dタームの名称			左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。	
過去に分類した物品の名称					
ルーター		スイッチングハブ			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-291	通信装置用基本的機器部品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3－21	－	発振機器：部品的なもの	
H3－22	－	通信用増幅機器：部品的なもの	
H3－24	全	同調器	
H3－29	－	通信装置用基本的機器部品及び付属品	
H3－329	－	電話機用関連機器部品及び付属品	
H3－49	－	電話交換機部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
回路用増幅器		回路用変調器	回路用復調器
回路用同調器			
定義			
通信関係に属すると考えられる部品で、他の類に分類されない比較的基本的な性格をもつもの。 機器の内部に組み込まれる同調器、増幅器、発信器等を含む。筐体は除く。			
登録 1160726 ラジオ用チューナ 		登録 107059 電圧制御発信器 	
		登録 774879 有線テレビジョン放送用増幅器 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 筐体はH6－20へ。			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			

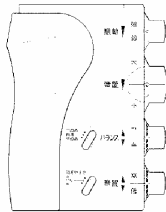
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-292	通信装置用基本的機器付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-29	—	通信装置用基本的機器部品及び付属品
H3-329	—	電話機用関連機器部品及び付属品
H3-49	—	電話交換機部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
通信機器の付属品で、他の類に分類されない比較的基本的な性格をもつもの。筐体は除く。		
登録 1182957 変復調器のスタンド 	登録 1145599 無線通信機付き変復調器用ケース 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 筐体はH6-20へ。 特に使用する機器の定まっていないスタンド、筐体は、H1-030へ。		
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
過去に分類した物品の名称		

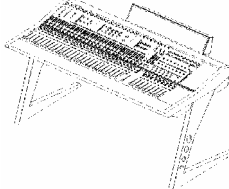
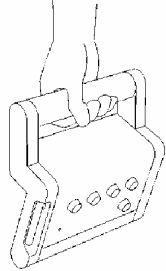
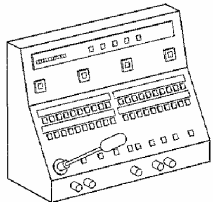
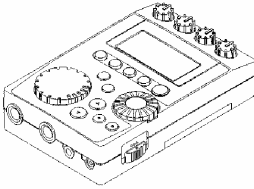
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-30	信号調整機器

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
H4-10	一	音響機器			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
定義					
音像及び映像の信号を調整する機器。 H6-30 下位の展開にあてはまらないもの H6-31 音響用増幅機 H6-32 音声調整器機 H6-33 映像調整器機					
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
過去に分類した物品の名称					

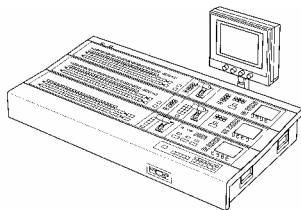
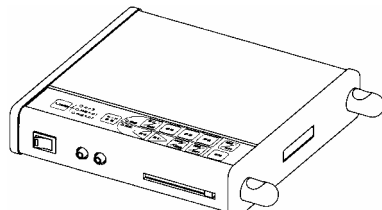
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-31	音響用増幅器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-150	全	音響用増幅器	
H4-150A	全	音響用増幅器(車載型)	
H4-150B	全	音響用増幅器(グラフィックイコライザー付き)	
H4-151	全	拡声装置用増幅器	
H4-151A	全	拡声装置用増幅器(防災放送型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6-20	通信装置用基本的機器		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
音響用増幅器	ハイファイ用アンプ	車載用音響増幅器	
拡声増幅器	防災放送用増幅器		
グラフィックイコライザー付き音響用増幅器			
定義			
・音声再生用の増幅器をここに分類する。			
登録1091351号 音楽補聴システム用アンプ 	登録1149919号 車載用増幅器 	登録1149921号 車載用増幅器 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 通信用増幅機はH6-20へ。			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-32	音声調整機器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-160	全	音声調整機器	
H4-161	全	音声調整卓	
H4-162	全	マイクロホンミキサー	
H4-162A	全	マイクロホンミキサー(上面操作型)	
H4-163	全	グラフィックイコライザー	
H4-164	全	音量調整機	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H7-110A	監視用機器(床置型):監視卓		
H7-110B	監視用機器(卓上型)		
H7-120A	操作用機器(床置用)		
H7-120B	操作用機器(卓上キーボード型)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
エコー付加器	音声調整用フィルター	映像形成器	
音質調整器	音場拡大調整器	音声調整卓	
マイクロホンミキサー	グラフィックイコライザー	音量調整器	
定義			
・音量調整、音色形成、及び映像形成等を目的とする機器をここに分類する。			
登録1116749号 音響用ミキサー 	登録1124227号 音響調節卓 	登録1149313号 携帯型無線式ミキサー 	
登録1148259号 防災無線放送卓用切替機 	登録1149307号 エフェクター 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) リズム発生器はE4-01。			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-33	映像調整機器

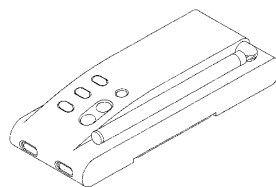
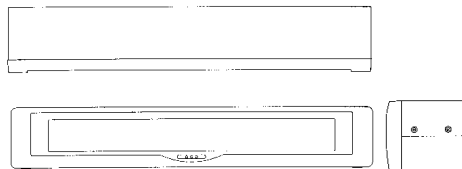
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－32	全	映像調整機器	
H4－32A	全	映像調整機器(床置き型)	
H4－32B	全	映像調整機器(卓上型)	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
H7－120A		操作用機器(床置用)	
H7－120B		操作用機器(卓上キーボード型)	
H6－32		音声調整用機器	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
映像調整機器	映像調整卓	映像特殊効果発生機	
映像信号補正機	色信号調整機		
定義			
放送用、業務用、家庭用にかかわらず、映像機械器具のうち、電気信号を調整・処理し、映像信号を形成する機器。床置き型、卓上型を含む。			
登録 1168585 映像調整機	登録 1155146 音声映像調整器	登録 1169606 工学カメラ用映像処理機	
			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
・映像信号調整機能を有しないリモートコントローラーは、H7－12代(操作用機器)に分類する。 ・映像信号調整機能を有しない切換器(セレクター)は、H7－120(操作用機器)に分類する。 ・映像信号調整機能を有しない、交直流変換器、等はそれぞれに分類する。			
過去に分類した物品の名称			
映像調整機	音声映像調整機	ビデオ編集機器用コントローラー	
映像信号補正機	映像調整卓		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-39	信号調整機器部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-159	全	音響用増幅器部品及び付属品
H4-169	全	音声調整機器部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
真空管アンプ用天板受け具	音響用ミキサーの筐体	
定義		
・音量調整、音色形成、及び音像形成等を目的とする機器の部品及び付属品をここに分類する。		
登録1016659号 真空管アンプ用天板受け具		登録1116748号 音響用ミキサーの筐体
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-40	チューナー等

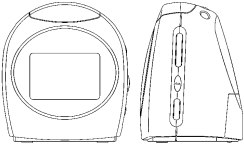
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3－70	－	放送用受信機器
H3－712	－	ラジオチューナー
H3－720	－	テレビ受信機器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
視聴又は通信の目的で所要の周波数を選択して受信する機器等。		
H6－40: 下位に展開されないもの。ラジオとテレビ両方のチューニング機能を有するもの等		
H6－41: ラジオチャンネルを受信する機器		
H6－42: テレビチャンネルを受信する機器		
H6－43: 無線通信を受信する機器		

H6－40に分類されるもの		
意匠登録第 1106468 号 光ディスクプレーヤー用テレビ及びラジオチューナー 		
意匠登録第 1105782 号 文字放送受信表示器 		

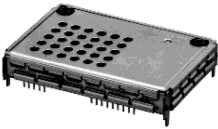
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・チューナー内部部品はH6-291(通信装置用基本的機器部品)
- ・スピーカー付きのラジオ受信機はH7-211
- ・映像用表示部を有するものはH7-6代。広告用表示機はF5-100~102。
ただし、個人用の文字放送受信表示器は、ここに分類する。
- ・記録機を一体に装備したもので、映像データ等の記録が主要機能であると判断されるものは、H6-50~592(情報記録機等)ただし、スピーカーを有するものはH7-212、表示部を有するものはH7-6代へ分類する。

H7-211へ
登録 1135279
「ラジオ受信機」

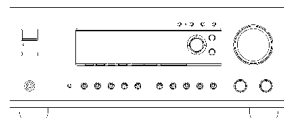
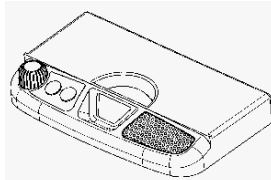


H6-291へ
登録 1131662
「衛星ラジオ放送受信用チューナー」



分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
過去に分類した物品の名称		

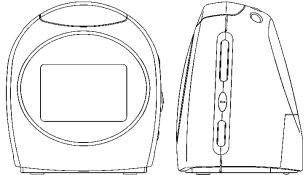
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-41	ラジオチューナー

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-712	一	ラジオチューナー
H3-712A	全	ラジオチューナー(車載型)
H3-712B	全	ラジオチューナー(カートリッジ型)
H3-713	全	付加機能付きラジオチューナー
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-20	通信装置用基本的機器:通信用増幅機、モデム	
H6-31	音響用増幅器	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ラジオ用チューナー	増幅器付きラジオ用チューナー	ラジオ用チューナー付き増幅機
定義		
・所要のラジオ放送の電波を選択して受信し、音声等を外部スピーカー等に出力する機器。 ・音声再生用増幅機を具備するものも含む。		
Dタームを付与しないもの		
登録 1162621 チューナー付増幅機 	登録 1117435 ラジオ用チューナー付アンプ 	登録 1134848 チューナー付増幅機 
A: 車載型		
意匠登録第 1134633 号 車載用ラジオチューナー 	意匠登録第 1121012 号 車載用ラジオ受信機 	意匠登録第 1066597 号 車載用ラジオ受信機 

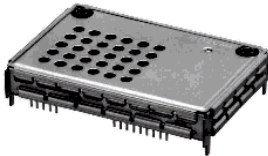
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・チューナー内部部品はH6-291(通信装置用基本的機器部品)
 - ・スピーカー付きのラジオ受信機は、H7-211
 - ・記録機を一体に装備したものは、H6-50~592(情報記録機等)
- ただし、スピーカーを有するものはH7-212、表示部を有するものはH7-6代へ分類する。

H7-211へ
登録 1135279
「ラジオ受信機」



H6-291へ
登録 1131662
「衛星ラジオ放送受信用チューナー」



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-41	A	車載型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-712A	全	ラジオチューナー(車載型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6-31	音響用増幅器		
定義(図例必須)			
・車両に装備して、乗員が操作するのに都合良く形状や大きさがデザインされているラジオチューナー。例えば、以下の①～④等。グラフィックイコライザー付きを含む。 ①ダッシュボード又はコンソールボックス組込型の車載用ラジオチューナー ②扁平な箱形キャビネットで正面側につまみを設けたもの ③窓の内側に取り付けるタイプ ④二輪車、自動二輪車のラジオチューナー ・H6としては例外的に、スピーカー付きを含む。			
H7-41A 意匠登録第 1134633 号 車載用ラジオチューナー 		H7-41A 意匠登録第 1121012 号 車載用ラジオ受信機 	
H7-41A 意匠登録第 1066597 号 車載用ラジオ受信機 			
他のDタームとの関係(付与しない意匠) ・記録機を一体に装備したものは、H6-52B(ディスク挿入式記録機・車載型)、又は、H6-5312B(カセット式音響用テープ記録機・車載型)へ			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。	
過去に分類した物品の名称			
車載用ラジオチューナー		車載用ラジオ受信機	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-42	テレビチューナー

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-720	一	テレビ受信機器	
H3-7210	全	テレビチューナー	
H3-7211	全	テレビ音声チューナー	
H3-722	全	テレビ多重放送用復調器	
H3-20	一	通信用基本的機器:セットトップボックス	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-20	通信装置用基本的機器
H6-31	音響用増幅器
H6-542	記録媒体内蔵記録機

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
テレビチューナー	テレビ音声チューナー	テレビ多重放送用復調器
衛星放送受信用チューナー	ケーブルテレビ放送受信機	ビデオカメラ用テレビチューナー
有線放送用受信機		

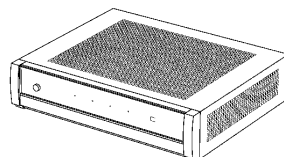
定義
・所要のテレビ放送の電波等を選択して受信し、映像及び音声等をデータ表示機等に出力する機器。 ・地上波用、衛星放送用、有線放送(CATV)用、多重放送用復調器を装備したもの、テレビ放送の音声のみを受信するものを含む。 ・ビデオカメラ、電子計算機等、他の機器に装着するものを含む。

Dタームを付与しないもの

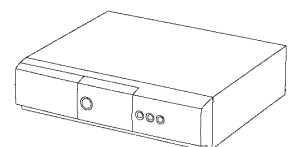
H6-42
意匠登録第 1097071 号
電子計算機用テレビチューナー



H6-42
意匠登録第 1147615 号
衛星放送受信用チューナー



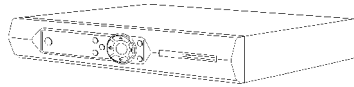
H6-42A
意匠登録第 1103987 号
衛星放送受信用チューナー



A:カード挿入部あり

意匠登録 1134791 号

「ケーブルテレビ受信用チューナー」



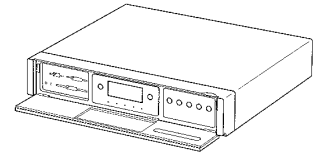
意匠登録第 1146997 号

「モデム及びハードディスクビデオレコーダー付き衛星放送受信用テレビチューナー」



意匠登録第 1147632 号

「衛星放送受信用チューナー」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・チューナー内部部品はH6-291(通信装置用基本的機器部品)
- ・表示部を有するものはH7-6代。
- ・記録機を一体に装備したもので、映像データ等の記録が主要機能であると判断されるものは、H6-50～592(情報記録機等)ただし、スピーカーを有するものはH7-212、表示部を有するものはH7-6代へ分類する。
- ・テレビチューナーとハードディスクレコーダーの両方を具備するものについては、物品名、主たる機能、形状等を総合的に考慮して、H6-4代(チューナー)に分類するか、H6-542(記録媒体内蔵記録機)に分類するか判断する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

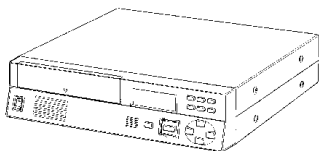
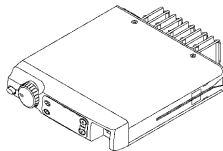
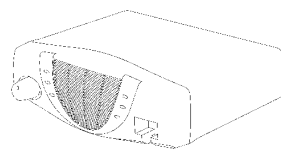
過去に分類した物品の名称

モデム及びハードディスクビデオレコーダー付き衛星放送受信用テレビチューナー
セットトップボックス

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-42	A	カード挿入部有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-720	—	テレビ受信機器	
H3-7210	—	テレビチューナー	
H3-20	—	通信用基本的機器:セットトップボックス	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6-20	通信装置用基本的機器:通信用増幅機、モデム		
H6-31	音響用増幅器		
H6-542	記録媒体内蔵記録機		
定義(図例必須)			
テレビチューナーのうち、スクランブル信号を解除するためのカードや、クレジットカードの挿入部を有するもの。蓋を開けた時にカード挿入部が視認できるものを含む。			
H3-42A 意匠登録 1134791 号 「ケーブルテレビ受信用チューナー」 		H6-42A 意匠登録第 1146997 号 「モデム及びハードディスクビデオレコーダー付き衛星放送受信用テレビチューナー」 	
		H6-42A 意匠登録第 1147632 号 「衛星放送受信用チューナー」 	
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称			
衛星放送受信用チューナー	ケーブルテレビ受信用チューナー	セットトップボックス	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-43	無線通信機用送受信機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3－610	－	無線通信機	
H3－611	－	無線通信用送信機	
H3－612	－	無線通信用受信機	
H3－613	－	車載用無線通信機等	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6－20	通信装置用基本的機器		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
無線通信機		無線通信機用送信機	無線通信機用受信機
船舶用無線通信機			
定義			
・通信の目的で所要の電波を送受信するボックス型の機器。			
Dタームを付与しないもの			
		意匠登録第 1108404 号 無線通信用受信機 	
A: 車載型(船載用を含む)			
船舶用無線通信機 意匠登録第 1163505 号 		無線用通信機 意匠登録第 1133737 号 	
		車載用無線通信機 意匠登録第 1132249 号 	

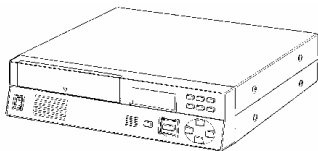
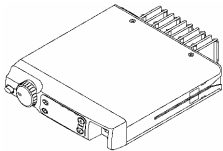
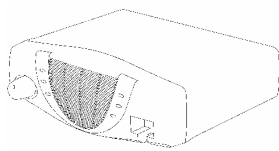
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・ボックス型以外の形状の無線通信機は、H7－31(無線通信機)へ
 - ・車載用ETC受信機はH6－20(通信装置用基本的機器)へ
 - ・カーナビはここに含まず、以下の分類へ
 - ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7－32へ。
 - ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6－20(通信装置用基本的機器)へ。
 - ・CD、DVD等記録機部のみは、H6－53(ディスク挿入式記録機)へ。
- 表示機及びDVD再生機付き、表示機のみ(記録機内蔵型含む)は、H7－624代(データ表示機)へ。
情報端末機にGPS機能がついたものは、H7－720～725(表示機付き電子計算機等)へ。

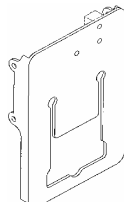
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**過去に分類した物品の名称**

--	--	--

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-43	A	車載型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-613	一	車載用無線通信機等
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-20	通信装置用基本的機器	
定義(図例必須)		
・自動車又は船舶に搭載して使用するもの、又は、車載に適した形状(全体の形状、マイク用コネクター及びスピーカーを有する等)の無線通信機用送受信機。車載用ETC受信機、カーナビは含まない。 ・H6としては例外的に、双方向通信が可能なもの(スピーカー、マイクが付いたもの)を含む。		
船舶用無線通信機 意匠登録第 1163505 号 	無線用通信機 意匠登録第 1133737 号 	車載用無線通信機 意匠登録第 1132249 号 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-49	チューナー等部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-615	一	無線通信機用関連機器
H3-619	一	無線通信機部品及び付属品
H3-719	一	ラジオ受信機部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-291	通信装置用基本的機器部品	
H6-292	通信装置用基本的機器付属品	
H7-39	無線通信機器・探知機等部品及び付属品	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ラジオ受信機用パネル		
定義		
チューナー等にのみ使用される、部品及び付属品。		
意匠登録第 613710 号 自動車ラジオ受信機用パネル  		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
・ラジオ受信機用部品及び付属品は、H7-2191、H7-2192へ ・無線通信機用取付具は、H7-39(無線通信機器・探知機等部品及び付属品)へ ・無線通信機用マイクは、H7-220(マイクロフォン等)へ		
H7-220へ 無線通信機用マイクロフォン 意匠登録第 1079516 号 		
H7-39へ 無線機取付用治具 意匠登録第 1082975 号 		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-50	情報記録機器等

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-20	一	電気蓄音機及びステレオ再生装置	
H4-40	一	音声映像記録再生機器	
H4-44	一	磁気シートレコーダー	
H4-450	一	映像記録再生機器	
H5-30	一	電子計算機用補助記憶機	
H5-5	一	オフライン機器	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
定義			
記録媒体に、音響、映像、文字等の情報（電子情報）を記録する機器、また、記録した情報を再生するための機器を分類する。原則として、スピーカー、表示機等、情報を入出力できるものは含まない。但し、車載型は例外的にスピーカー付きを含む。 下位の分類は、記録媒体の種類による分類とする。			
他の意匠分類との関係（含まれない物品、意匠）			
■出力機を具備するものとの関係■ ・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。 ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240～H7-6246に分類する。			
■特定の機器専用のものについて■ ・ビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。ただし、モニターにコードで接続して使用するようなボックス型のレコーダーはJ3-2910に含まず、H6-5代に分類する。 ・電子計算機（演算部、制御部を有するもの）と一体となったものは、H6-6 に分類する。			
■カーナビゲーション機器は以下の分類へ■ ・CD、DVD、HDD等記録機部のみは、H6-5代に分類する。 ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。 ・DVD再生機付き表示機、記録機内蔵型表示機は、H7-62代（データ表示機）へ。 ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720～725（表示機付き電子計算機等）へ。 ・カード型GPS（PC等に挿入するもの）は、H6-20（通信装置用基本的機器）へ。			
分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）			
・今後、新規物品が出た場合でもできるだけ下位に展開する。 ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。例えば、レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51（レコード記録機）、ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52（ディスク記録機）、記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541（カード記録機）に分類する。			

過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-51	レコード記録機等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-223	全	ステレオセット用センター	
H4-223A	全	ステレオセット用センター（セパレート型）	
H4-223AA	全	ステレオセット用センター（モジュラー型）	
H4-223AB	全	ステレオセット用センター（テープレコーダー付きモジュラー型）	
H4-223B	全	ステレオセット用センター（コンポーネント型）	
H4-420	全	レコード録音再生機器	
H4-421	全	レコードプレーヤー	
H4-4290	全	レコード録音再生機器部品及び付属品	
H4-4291	全	レコード再生機器用キャビネット	
H4-4292	全	レコードプレーヤー用ターンテーブル	
H4-42930	全	レコードプレーヤー用ピックアップ	
H4-42931	全	レコードプレーヤー用カートリッジ	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
録音機及び増幅器付きレコードプレーヤー	レコードプレーヤー用ターンテーブル	レコードプレーヤー用キャビネット	
レコードプレーヤー	レコードプレーヤー用ピックアップ	レコードプレーヤー用カートリッジ	
ラジオ用チューナー及び増幅器付きレコードプレーヤー	レコードプレーヤー用トーンアーム		
定義			
ターンテーブル及びピックアップを一体に装備し、レコード盤に記録された音声情報をスタイラスで機械的に感知して電気信号に変換する、レコード録音再生機器を分類する。 その他、以下のものを含む。 ・レコード盤等の記録媒体にカッティング、変形又はプレス等の機械的手段によって音声を記録する装置、並びにレコード盤に記録された音声情報をスタイラスで機械的に感知して音声を再生する装置。 ・ステレオセットを構成するためのセンターブロック。 ・レコード録音再生機器にのみ用いられる部品及び付属品。			
他の意匠分類との関係（含まれない物品、意匠）			
電気蓄音機、ステレオセットはH7-210へ。			
分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）			
異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。 例えば、 レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51、 テープ記録機とディスク記録機を共に具備するものはH6-52、 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541に分類する。			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-52	ディスク挿入式記録機

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H3-621	一	方向探知機	
H4-450	一	映像記録再生機器	
H4-451	一	ビデオディスクプレーヤー	
H4-460	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー	
H4-460A	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(上面挿入型)	
H4-460B	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入型)	
H4-460BA	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク横入れ型)	
H4-460BB	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク縦入れ型)	
H5-30	一	電子計算機用補助記憶機	
H5-30A	一	電子計算機用補助記憶機(床置型)	
H5-30B	一	電子計算機用補助記憶機(卓上型)	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-5312~5312C	カセット式音響用テープ記録機
H6-5320~5322	映像用テープ記録機等
H6-31	音響用増幅器
H6-40~43A	チューナー等
H6-6~6B	電子計算機用中央処理機
H7-212AB	音響情報記録再生機器(ディスク記録機付き)

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ビデオディスクレコーダー	静止画ディスク再生機	デジタルオーディオディスクプレーヤー
磁気ディスク記憶機	ビデオディスクプレーヤー	光ディスク記憶機
ラジオチューナー及びテープレコーダー付きデジタルオーディオディスクプレーヤー		

定義

ディスク(磁気ディスク、光ディスク等)を記録媒体として、音、画像及びPC等で作成した情報等を記録する機器、また、これらディスク内に記録された情報を再生する機器(プレーヤー)进行分类する。

スピーカー、表示画面等出力機を有するものは除く。

登録 1168620 号

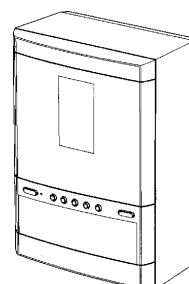
ラジオ用チューナー付き

デジタルビデオディスクプレーヤー



登録 1153267 号

デジタルビデオディスクプレーヤー



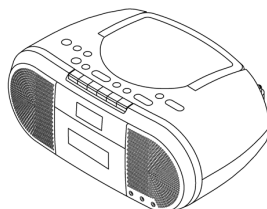
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**■出力機を具備するものとの関係■**

- ・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。(B:車載型を除く)
但し、記録媒体がレコードプレーヤーのものは、H7-210に分類する。

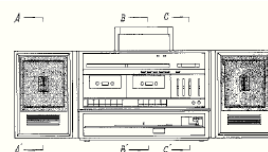
H7-212へ 登録 1138560 号
ラジオ用チューナー、スピーカー及びデ
ジタルオーディオディスクレコーダー付き
デジタルオーディオディスクプレーヤー



H7-212へ 登録 1447899 号
ラジオチューナー及びテープレコーダー付
デジタルオーディオディスクプレーヤー

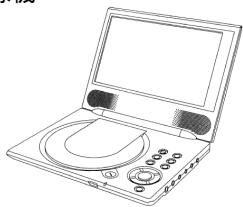


H7-210へ 登録 703935 号
テープレコーダー、増幅器ラジオ付
きレコードプレーヤー



- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240～H7-6246に分類する。

H7-6242Dへ 登録 1105436
デジタルビデオディスクプレーヤー付き
テレビジョン受像機

**■特定の機器専用のものについて■**

- ・ビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。ただし、モニターにコードで接続して使用するよう
なボックス型のレコーダーはJ3-2910に含まず、H6-5代に分類する。
- ・電子計算機(演算部、制御部を有するもの)と一体となったものは、H6-6に分類する。

■カーナビゲーション機器は以下の分類へ■

- CD、DVD、HDD等記録機部のみは、H6-5代に分類する。
- ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。
- DVD再生機付き表示機、記録機内蔵型表示機は、H7-62代(データ表示機)へ。
- ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720～725(表示機付き電子計算機等)へ。
- ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

- ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、
原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。
例えば、
レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、
ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク挿入式記録機)、
記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称

音声映像磁気ディスク記録 再生機	ビデオテープレコーダー付きビデオ ディスクプレイヤー	光ディスクレコーダー
放送局用ビデオサーバー	画像音声記録再生機	光ディスク再生機

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-52	A	卓上型、雑

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-450	—	ビデオディスクプレーヤー
H4-451	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー
H4-460	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(上面挿入型)
H4-460A	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入型)
H4-460BA	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク横入れ型)
H4-460BB	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク縦入れ型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-5312A	カセット式音響用テープ記録機(卓上型)
H6-5320~5322	映像用テープ記録機等
H6-6~6B	電子計算機用中央処理機
H7-201	一組のオーディオ機器セット
H7-212~212AD	音響情報記録再生機器
H7-212C	音響情報記録再生機器(卓上型)

定義(図例必須)

主に卓上や棚に据え置いて使用するディスク挿入式記録機。縦型(前面の横幅が縦幅より短いもの)ステレオセンター型を除く。ディスクの縦入れ、横入れは、問わない。

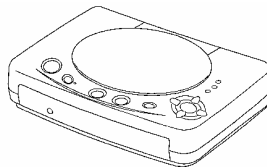
登録 1103998 号

ビデオディスクプレーヤー



登録 1066298 号

デジタルビデオディスクプレーヤー



登録 1143678 号

光ディスクプレーヤー



登録 1169040 号

デジタルビデオディスクプレーヤー付
ビデオテープレコーダー

登録 1168649 号

ラジオ用チューナー付
デジタルビデオディスクプレーヤー

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・卓上型ディスク記録機のうち、全体がほぼ縦長函体状を呈するもので、
スピーカーを接続するだけで高い音量が確保されるものは、Dターム:AAを付与する……(1)

(1) 登録 1169188 号

チューナー及びテーププレーヤー付き
デジタルビデオディスクプレーヤー

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)****このDタームと複数付与しないDターム**

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には Dタームを付与しない。
AA	卓上型・縦型ステレオセンター型	
B	車載型	
C	小型携帯型	

過去に分類した物品の名称

デジタルビデオディスクプレーヤー	デジタルビデオディスクプレーヤー及びラ ジオチューナー付きアンプ	光ディスクプレーヤー

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-52	AA	卓上型、縦型ステレオセンター型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-450	一	映像記録再生機器
H4-451	一	ビデオディスクプレーヤー
H4-460	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー
H4-460A	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(上面挿入型)
H4-460BA	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク横入れ型)
H4-460BB	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入・ディスク縦入れ型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-5312A	カセット式音響用テープ記録機(卓上型)
H6-5320~5322	映像用テープ記録機等
H6-6	電子計算機用中央処理機
H7-201	一組のオーディオ機器セット
H7-212~212AD	音響情報記録再生機器

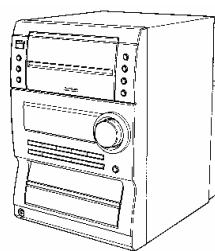
定義(図例必須)

- ・卓上型のディスク挿入式記録機のうち、全体がほぼ縦長函体状を呈するもので、スピーカーを接続するだけで高い音量が確保されるものを分類する。
- ・縦長函体状とは、前面の横幅が縦幅より短いもの。同幅は含まない。
- ・ディスクの縦入れ、横入れは問わない。
- ・テープレコーダー、チューナー等異なる記録媒体、或いは機能が付加されたものであって、それらが一体的に配列されたものを含む。

登録 1169188 号

チューナー及びテーププレーヤー
付きデジタルビデオディスク
プレーヤー

登録 1153523 号

デジタルオーディオディスクプレー
ヤー及びラジオチューナー付きテー
プレコーダー

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・前面の縦横の長さが同幅の卓上型は、Dターム:Aを付与する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠にDタームを付与しない。
A	卓上型・雑	
B	車載型	
C	小型携帯型	

過去に分類した物品の名称		
ラジオチューナー、増幅器及び テープレコーダー付きビデオディ スクプレーヤー	チューナー及びテーププレーヤー 付デジタルビデオディスクプレー ヤー	デジタルオーディオディスクプレー ヤ及びラジオチューナ付きテーブ レコーダ

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-52	B	車載型

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-451	一	ビデオディスクプレーヤー	
H4-460	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー	
H4-460B	一	デジタルオーディオディスクプレーヤー(前面挿入型)	
H3-621	一	方向探知機:車載用衛星航法用受信機	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-5312B	カセット式音響用テープ記録機(車載型)
H6-5321~5222	カセット式ビデオテープレコーダー

定義(図例必須)
・自動車のダッシュボードやコンソール等車の室内に取り付けて使用するディスク挿入式記録機を分類する。 ・ラジオ用チューナー付き、H6としては例外的にスピーカー付きを含む。 ・DVD等記録機のみを有する全地球測位システム(カーナビゲーション)機器を含む。

登録 1124131 号

車載用デジタルディスクプレーヤー



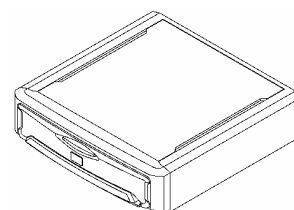
登録 1043190 号

車載用ラジオチューナー及びテーププレーヤー付きデジタルオーディオディスクプレーヤー



登録 1161517 号

車載用衛星航法用受信機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■表示部を有するものについて■

車載用のディスク挿入式記録機で、映像用の表示画面を有するもの(例えばテレビ受像機付き、モニター付き)は、H7-6244に分類する(1)。

■カーナビは以下の分類へ

- ・CD、DVD等記録機部のみは、ここに分類する。
- ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。
- 表示機及びDVD再生機付き、表示機のみ(記録機内蔵型含む)は、H7-6243A(取付型データ表示機・車埋込型)へ。
- ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720~725(表示機付き電子計算機等)へ。
- ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。

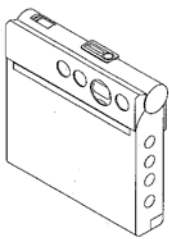
(1) 登録 1169322 号

車載用ラジオチューナーおよびディスクプレーヤーおよびテレビ受像機付位置認知誘導機

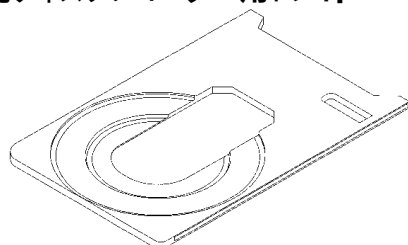
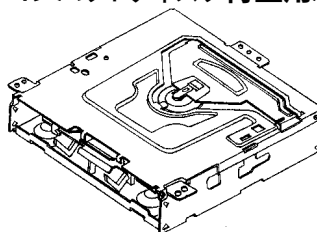
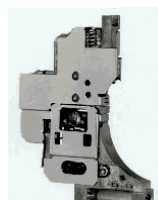


分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には Dタームを付与しない。
A	卓上型・雑	
AA	卓上型・縦型ステレオセンター型	
C	小型携帯型	
過去に分類した物品の名称		
車載用デジタルビデオディスクプレーヤー	車載用衛星航法用受信機	車載用地図情報再生機
車載用ラジオ用チューナー及び音響増幅器 付きデジタルオーディオディスクプレーヤー		

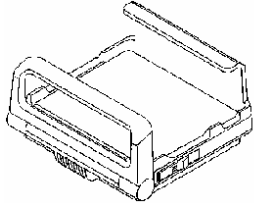
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-52	C	小型携帯型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－450	—	映像記録再生機器
H4－451	—	ビデオディスクプレーヤー
H4－460	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー
H4－460A	—	デジタルオーディオディスクプレーヤー (上面挿入型)
H5－30	—	電子計算機用補助記憶機
H5－30A	—	電子計算機用補助記憶機 (床置型)
H5－30B	—	電子計算機用補助記憶機 (卓上型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6－5312C	カセット式音響用テープ記録機 (小型携帯型)	
H7－212D	音響情報記録再生機器 (小型携帯型)	
定義 (図例必須)		
ディスク挿入式記録機のうち、身に付けて持ち運ぶのに適した大きさのもので、携帯しながら再生するもの。いわゆるポータブルMDプレーヤー、ポータブルCDプレーヤー。スピーカー付きを除く。		
登録 1120055 号 光磁気ディスクプレーヤー  登録 1120291 号 デジタルオーディオディスクプレーヤー 		
他のDタームとの関係 (付与しない意匠) スピーカー等出力機を有するものは、H7－212に分類する。		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には Dタームを付与しない。
A	卓上型・雑	
AA	卓上型・縦型ステレオセンター型	
B	車載型	
過去に分類した物品の名称		
デジタルオーディオディスクプレーヤー	携帯用デジタルオーディオディスクレコーダー	光磁気ディスクプレーヤー

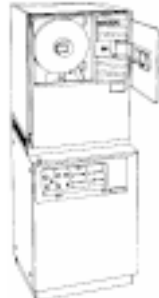
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5291	ディスク記録機部品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
H4－459		－	映像機器再生機器部品及び付属品		
H4－469		－	デジタルオーディオディスクプレーヤー部品及び付属品		
参考分類・参考物品					
分類記号			分類の名称 または 物品の名称		
H6－53191			音響用テープ記録機器等部品		
H6－53291			映像用テープ記録機等部品		
H6－549			その他媒体の記録機器等部品及び付属品		
H6－591			情報記録機器等部品		
H7－2191			音響情報記録再生機器等部品		
再掲載指示					
分類記号			分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品					
光ディスクレコーダー用トレイ			ディスクプレーヤー用ディスク駆動機		デジタルオーディオディスクレコーダー用駆動機
定義					
ディスク記録機等をのみ構成するために使用する部材进行分类する。					
登録1153799号 「光ディスクレコーダー用トレイ」  登録1163414号 「コンパクトディスク再生用駆動機」 					
他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)					
＜H6一代の各部品・付属品分類と、H6－591、592との関係＞ ・何れの記録機において使用するのか不明、 又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6－591又は592に分類する。 ・使用する記録機が特定されているものは、 その記録機の部品・付属品に分類する。 ・例えば、光ピックアップは、 ディスク記録機用、ハードディスク用共に、 H6－591へ。 H6－591 登録 1157077 光ピックアップ 					
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
過去に分類した物品の名称					
コンパクトディスク再生用駆動機		光ディスクトレイ用ディスク受け		光ディスクレコーダー用駆動機	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5292	ディスク記録機付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－459	－	映像機器再生機器部品及び付属品	
H4－469	－	デジタルオーディオディスクプレーヤー部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
H6－53192		音響用テープ記録機器等付属品	
H6－53292		映像用テープ記録機等付属品	
H6－549		その他媒体の記録機器等部品及び付属品	
H6－592		情報記録機器等付属品	
H7－2192		音響情報記録再生機器等付属品	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
デジタルオーディオディスクプレーヤー用ケース	デジタルオーディオディスクプレーヤー用置台	光ディスクプレーヤー用スタンド	
定義			
ディスク記録機等にのみ使用する付属品を分類する。 CDチェンジャー用カートリッジを含む。			
登録1169045号 「デジタルオーディオディスクプレーヤー及びデジタルオーディオディスク用カバー」		登録1140652号 「光ディスクプレーヤー用スタンド」	
			
			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
＜H6－5台の各部品・付属品分類と、H6－591、592との関係＞			
・何れの記録機において使用するのか不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6－591又は592に分類する。			
・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-530	テープ記録機器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5－31	全	磁気テープ記憶機
H5－31A	全	磁気テープ記憶機(床設置型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
磁気テープ記憶機	電子計算機用磁気テープ機	磁気テープ記録機
磁気テープ記録再生機		
定義		
磁気テープを記録媒体として、音、画像及びPC等で作成した情報等を記録する機器、また、これらテープ内に記録された情報を再生する機器を分類する。オープンリール式、カセット式を問わない。 スピーカー、表示画面等出力機を有するものは除く。 テープレコーダー：音・映像等を磁気に変換して、磁気テープに録音・録画する記録機。 テーププレーヤー：磁気テープに記録されたものを、音・映像に変換する再生機。		
登録 01145640 磁気テープ記憶機	登録 00950629 電子計算機用磁気テープ記憶機	登録 599554-001 電子計算機用磁気テープ機
		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**■出力機を具備するものとの関係■**

- ・スピーカーを備えるものはH7-212音響情報記録再生機器に分類する。
- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240～H7-6246に分類する。

■特定の機器専用のものについて■

- ・ビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。……図例1
ただし、モニターにコードで接続して使用するようなボックス型のレコーダーはJ3-2910に含まず、H6-5代に分類する。
- ・電話機用応答記録機は、H7-49に分類する。

図例1

J3-2910

登録 1142146

液晶モニター付

ビデオカメラ用

ビデオテープレコーダー

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

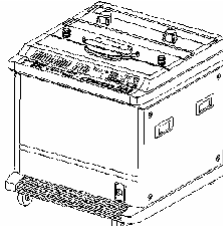
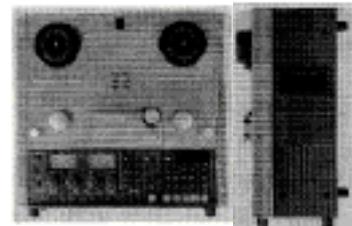
- ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。
例えば、
レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、
ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク記録機)、
記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5310	音響用テープ記録機等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－430	－	テープレコーダー等	
H4－4330	－	付加機能付きテープレコーダー	
H4－4332	－	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー	
H4－434	－	テーププレーヤー	
H4－4352	－	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6－52～52C	ディスク挿入式記録機		
H6－5320～5322	映像用テープ記録機等		
H6－542～542BA	記録媒体内蔵記録機		
H6－31	音響用増幅器		
H6－40～43A	チューナー等		
H7－212～212AA	音響情報記録再生機器		
H7－212B～212E	音響情報記録再生機器(床置型)		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
テープレコーダー	テーププレーヤー	チューナー付きテープレコーダー	
磁気テープ複製機	磁気カード録音再生機	チューナー付きテーププレーヤー	
定義			
磁気テープを記録媒体とする、音響用の記録機(録音機及び再生機)を分類する。 スピーカーを有するものを除く。			
H6－5310: 下位に展開されないもの H6－5311: オープンリール式音響用テープ記録機 H6－5312: カセット式音響用テープ記録機			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
■出力機を具備するものとの関係■			
・スピーカー等出力機を有するものはH7－212音響情報記録再生機器に分類する。 例えば、ハンディカラオケ機はH7－212Eへ。			
・映像用の表示画面を有するものは、H7－6240～H7－6246に分類する。			
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、 原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。 例えば、 レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6－51(レコード記録機)、 ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6－52(ディスク挿入式記録機)、 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6－541(カード記録機)に分類する。			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5311	オープンリール式音響用テープ記録機等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－431	全	オープンリール式テープレコーダー	
H4－431A	全	オープンリール式テープレコーダー（スピーカー無し据置き型）	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6－5320	映像用テープ記録機等		
H7－212AA	音響情報記録再生機器（テープレコーダー付き）		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
ラジオチューナー付きテープレコーダー	テープレプレーヤー	テープレコーダー	
ラジオチューナー付きテープレプレーヤー			
定義			
音響用の記録機（録音機及び再生機）のうち、オープンリールに納められた磁気テープを記録媒体とするものを分類する。			
登録926213号 「デジタルオーディオテープレコーダー」		登録847764号 「テープレコーダー」	
			
他の意匠分類との関係（含まれない物品、意匠）			
■出力機を具備するものとの関係■			
・スピーカー等出力機を有するものはH7－212音響情報記録再生機器に分類する。			
・映像用の表示画面を有するものは、H7－6240～H7－6246に分類する。			
分類付与運用メモ（他の意匠分類との関係、含まれない物品など）			
・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型＜カード＜テープ＜ディスク＜レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。 例えば、 レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6－51（レコード記録機）、 ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6－52（ディスク挿入式記録機）、 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6－541（カード記録機）に分類する。			
過去に分類した物品の名称			
画像音声記録再生機	ビデオテープレコーダー付きビデオディスクプレーヤー		
放送局用ビデオサーバー			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5312	カセット式音響用テープ記録機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-430	一	テープレコーダー等	
H4-430A	一	テープレコーダー等(カセットテープ装填部複数型)	
H4-430C	一	テープレコーダー等(ヘッドホンステレオ型)	
H4-432	一	カセット式テープレコーダー	
H4-432A	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し据置き型)	
H4-432AA	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し据置き型・テープ装填部下部操作型)	
H4-432AB	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し据置き型・テープ装填部側部操作型)	
H4-432B	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し携帯型)	
H4-4332	一	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー	
H4-4332A	全	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー(据置き、正面操作型)	
H4-4332AA	全	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー(据置き、正面操作型・横長、テープ装填部下部操作型)	
H4-4332AB	全	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー(据置き、正面操作型・横長、テープ装填部側部操作型)	
H4-434	一	テーププレーヤー	
H4-434A	全	テーププレーヤー(スピーカー無し据置き型)	
H4-434B	全	テーププレーヤー(スピーカー無し車載型)	
H4-434BA	全	テーププレーヤー(スピーカー無し車載型・テープ装填部中央型)	
H4-434C	一	テーププレーヤー(スピーカー付携帯型)	
H4-4350	一	付加機能付きテーププレーヤー	
H4-4351	一	ラジオ受信機付きテーププレーヤー	
H4-4352	一	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー	
H4-4352A	全	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー(車載型)	
H4-4352AA	全	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー(車載型・テープ装填部中央型)	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
H6-51		レコード記録機等	
H6-52～52C		ディスク挿入式記録機	
H6-5321		カセット式ビデオテープレコーダ	
H6-5322		テレビチューナ付きカセット式ビデオテープレコーダ	
H6-31		音響用増幅器	
H6-40～43A		チューナー等	
H7-210～212AA		音響情報記録再生機器等	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
テープレコーダー		テーププレーヤー	チューナー付きテープレコーダー
チューナー付きテーププレーヤー			
定義			
音響用の記録機(録音機及び再生機)のうち、カセットに納められた磁気テープを記録媒体とするものを分類する。スピーカーを有するものを除く。ラジオ用チューナー付きを含む。			

Dタームを付与しないもの

登録 632531 号
「テープレコーダー」



登録 424185 号
「テープレコーダー付き増幅器」

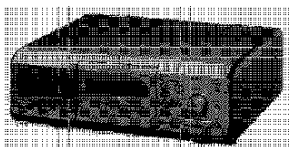


登録 703070 号
「テーププレーヤー」

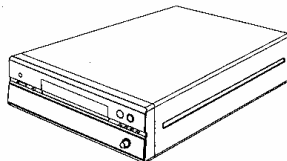


A: 卓上型

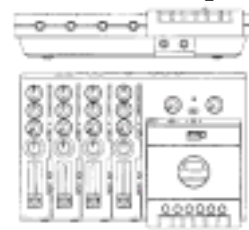
登録983874号
「テープレコーダ」



登録1139926号
「テープレコーダ」



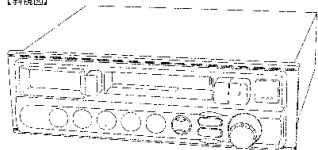
登録1004566号
「テープレコーダ」



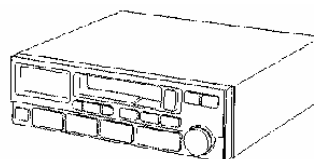
B: 車載型

登録1139082号
「車載用ラジオチューナー付きテーププレーヤー」

【特許図】



登録1046006号
「車載用増幅器及びチューナー付きテーププレーヤー」



C: 小型携帯型

登録1179011号
「テーププレーヤー」



登録1179010号
「ラジオ用チューナー付き」



登録1018296号
「テープレコーダー」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■出力機を具備するものとの関係■

- ・スピーカー・マイク等を有するものはH7-212音響情報記録再生機器に分類する。
例えば、ハンディカラオケ機はH7-212Eへ。
- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240～H7-6246に分類する。

■特定の機器専用のものについて■

- ・電話機用応答記録機は、H7-49に分類する。

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		
・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。 例えば、 レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、 ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク挿入式記録機)、 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。		
過去に分類した物品の名称		
テープレコーダー付き増幅器		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-5312	A	卓上型

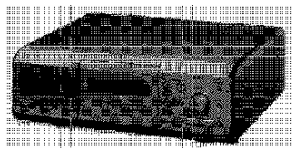
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-430A	一	テープレコーダー等(カセットテープ装填部複数型)
H4-4332	一	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー
H4-4332AA	全	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー(据置き、正面操作型・横長、テープ装填部下部操作型)
H4-4332AB	全	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー(据置き、正面操作型・横長、テープ装填部側部操作型)
H4-432	一	カセット式テープレコーダー
H4-432A	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し据置き型)
H4-432AA	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し据置き型・テープ装填部下部操作型)
H4-432AB	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し据置き型・テープ装填部側部操作型)
H4-434	一	テーププレーヤー
H4-434A	全	テーププレーヤー(スピーカー無し据置き型)
H4-4352	一	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-52～52AA	ディスク挿入式記録機
H6-5321～5322	カセット式ビデオテープレコーダー
H7-212AA	音響情報記録再生機器(テープレコーダ付き)
H7-212C	音響情報記録再生機器(卓上型)

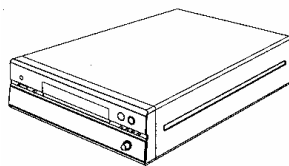
定義(図例必須)

カセット式音響用テープ記録機のうち、主に卓上や棚等に据え置いて使用するものを分類する。
スピーカーを有するものを除く。縦長、横長等全体の形状は問わない

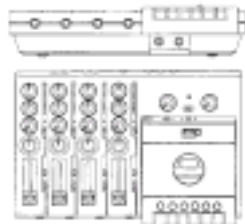
登録983874号
「テープレコーダ」



登録1139926号
「テープレコーダ」



登録1004566号
「テープレコーダ」



登録984867号
「増幅器付きテープレコーダー」



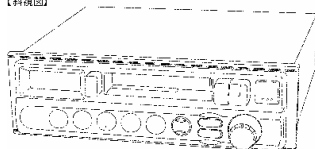
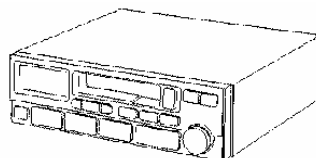
登録983792号
「ラジオチューナー付きテープレコーダー」



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には Dタームを付与しない。
B	車載型	
C	小型携帯型	
過去に分類した物品の名称		
テープレコーダー	テーププレーヤー	チューナー付きテープレコーダー
ラジオチューナー付きテープ プレーヤー	カセットテープレコーダー	イコライザー、チューナー及び増幅 器付きテープレコーダ

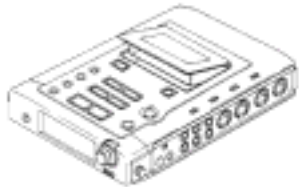
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-5312	B	車載型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－434B	全	テーププレーヤー(スピーカー無し車載型)	
H4－434BA	全	テーププレーヤー(スピーカー無し車載型・テープ装填部中央型)	
H4－4352A	全	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー(車載型)	
H4－4352AA	全	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー(車載型・テープ装填部中央型)	
H4－4332	－	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー	
H4－4350	－	付加機能付きテーププレーヤー	
H4－4351	－	ラジオ受信機付きテーププレーヤー	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6－5320	映像用テープ記録機等		
H6－52B	ディスク挿入式記録機(車載型)		
H6－541	カード記録機		
H6－542	記録媒体内蔵記録機		
H7－212～212AB	音響情報記録再生機器		
定義(図例必須)			
カセット式音響用テープ記録機のうち、自動車のダッシュボードやコンソール等車の室内に取り付けて使用するもの。H6としては例外的に、スピーカーを有するものも含む。			
登録1139082号		登録1046006号	
「車載用ラジオチューナー付きテーププレーヤー」		「車載用増幅器及びチューナー付きテーププレーヤー」	
			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはDタームを付与しない。
A	卓上型		
C	小型携帯型		
過去に分類した物品の名称			
車載用ラジオチューナー付きテーププレーヤー		車載用チューナー付きテーププレーヤー	車載用. テーププレーヤー

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-5312	C	小型携帯型

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-430C	一	テープレコーダ等(ヘッドホンステレオ型)	
H4-432B	全	カセット式テープレコーダー(スピーカー無し携帯型)	
H4-4332	一	ラジオ用チューナー付きテープレコーダー	
H4-434	一	テーププレーヤー	
H4-4352	一	ラジオ用チューナー付きテーププレーヤー	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-233~233D	ヘッドホン等
H7-212D	音響情報記録再生機器(小型携帯型)
H6-52C	ディスク挿入式記録機(小型携帯型)
H6-541B	カード記録機(小型携帯型)
H6-542B	記録媒体内蔵記録機(小型携帯型)

定義(図例必須)			
カセット式音響用テープ記録機のうち、身に付けて持ち運ぶのに適した大きさのもので、携帯しながら再生するもの。いわゆる、ポータブルプレーヤー。スピーカーを有するものは除く。			
登録1179011号 「テーププレーヤー」	登録1179010号 「ラジオ用チューナー付き テーププレーヤー」	登録1018296号 「テープレコーダー」	登録971610号 「デジタルオーディオ テープレコーダー」
			

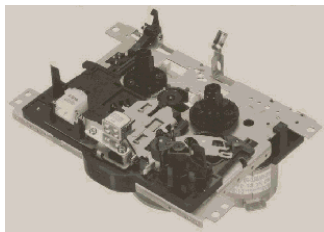
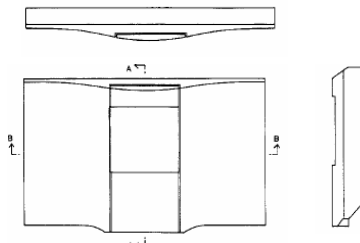
他のDタームとの関係(付与しない意匠) スピーカーを有するものは、H7-212へ。			登録1176584号 「ラジオ受信機付きテープレコーダー」
--	--	---	----------------------------------

分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

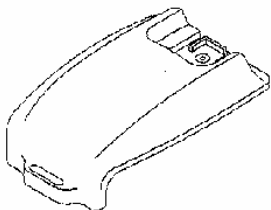
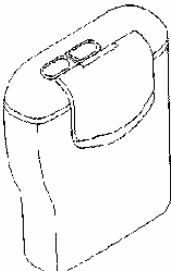
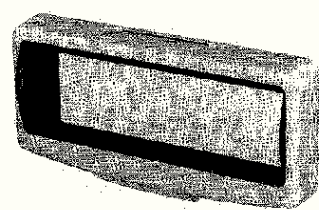
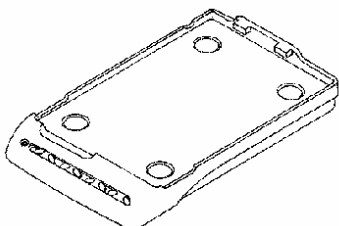
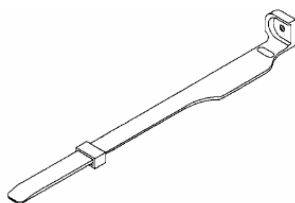
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にDタームを付与しない。
A	卓上型	
B	車載型	

過去に分類した物品の名称		
テーププレーヤー	テープレコーダー	カセットテーププレーヤー
ラジオ用チューナー付き テーププレーヤー	デジタルオーディオテープレコーダー	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-53191	音響用テープ記録機器等部品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－439	一	テープレコーダー等部品及び付属品	
関連分類・関連物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6－5291	ディスク記録機部品		
H6－53291	映像用テープ記録機等部品		
H6－549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品		
H6－591	情報記録機器等部品		
H7－2191	音響情報記録再生機器等部品		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
テープレコーダー用取付け具	テーププレーヤー用取り付け具	テープレコーダー用テープ駆動機	
定義			
音響用テープ記録機器等をのみ構成するために使用する部材进行分类する。			
登録1079497号 「テープレコーダ用テープ駆動機」		登録904453類似2号 「テープレコーダのカセット装填部用蓋」	
			
他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)			
＜H6－5代の各部品・付属品分類と、H6－591、592との関係＞			
・何れの記録機において使用するのか不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6－591又は592に分類する。例えば、音響用か映像用か特定できないものは、H6－591へ。			
・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。			
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)			
過去に分類した物品の名称			
車載用デジタルオーディオテープレコーダー載置台		テープレコーダーのカセット装填部用蓋	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-53192	音響用テープ記録機器等付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-439	一	テープレコーダー等部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-5292	ディスク記録機付属品	
H6-53292	映像用テープ記録機等付属品	
H6-549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品	
H6-592	情報記録機等付属品	
H7-2192	音響情報記録再生機器等付属品	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
テーブプレーヤー用ケース		
定義		
主となる音響用テープ記録機器等にのみ使用する付属品を分類する。		
登録936329号 「テーブプレーヤー用取っ手」	登録895516号 「テーブプレーヤー用ケース」	登録851888号 「船舶搭載用テーブプレーヤーの防水カバー」
		
登録904182号 「車載用デジタルオーディオテープレコーダー載置台」	登録936330号 「テーブプレーヤー取り付け用ベルト」	
		
他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)		
＜H6-5代の各部品・付属品分類と、H6-591、592との関係＞		
・何れの記録機において使用するのかわからない、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6-591又は592に分類する。例えば、音響用か映像用か特定できないものは、H6-591へ。		
・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。		
分類付与運用メモ (他の意匠分類との関係、含まれない物品など)		

過去に分類した物品の名称			
船舶搭載用テーププレーヤーの防水カバー	ラジオチューナー付きテーププレーヤー用取り付け具	テーププレーヤー取り付け用ベルト	
テーププレーヤー用取っ手	車載用デジタルオーディオテープレコーダー載置台		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5320	映像用テープ記録機等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-4520	全	ビデオテープレコーダー
H4-4521	全	オープンリール式ビデオテープレコーダー
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-52	ディスク挿入式記録機	
H6-5310～5311	音響用テープ記録機等	
H6-31	音響用増幅器	
H6-40～43A	チューナー等	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-6240～6246	データ表示機	
この分類に含まれる物品		
ビデオテープレコーダー		
定義		
テープ記録機のうち、映像用の記録機(録画機及び再生機)进行分类する。		
H6-5320:カセット式以外の磁気テープ使用するもの。 オープンリール式を含む。		
H6-5321:カセット式ビデオテープレコーダー		
H6-5322:テレビチューナー付きカセット式ビデオテープレコーダー		

H6-5320
登録 615100-002
ビデオテープレコーダー



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■出力機を具備するものとの関係■

- ・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。
- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240~H7-6246に分類する。
ただし、床置型の表示画面付きカラオケ機器は、H7-212Bへ。

■特定の機器専用のものについて■

- ・ビデオカメラ用ビデオテープレコーダーは、
J3-2910(カメラ用部品)へ。……図例1

ただし、モニターにコードで接続して使用するような
ボックス型のレコーダーはJ3-2910に含まず、
H6-5代に分類する。

図例1

J3-2910 登録 1142146
液晶モニター付
ビデオカメラ用
ビデオテープレコーダー



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。 例えば、 レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、 ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク挿入式記録機)、 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5321	カセット式ビデオテープレコーダ

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-4522	全	カセット式ビデオテープレコーダ
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6-52	ディスク挿入式記録機	
H6-5312	カセット式音響用テープ記録機	
H6-31	音響用増幅器	
H6-40～43A	チューナー等	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ビデオテープレコーダ		
定義		
映像用のテープ記録機(録画機及び再生機)のうち、カセットに納められた磁気テープを記録媒体とするものを分類する。		
登録 1148843 号 「ビデオテープレコーダー」  登録 1082609 号 「ビデオテープレコーダー」 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
■出力機を具備するものとの関係■		
・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。		
・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240～H7-6246に分類する。		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。		
例えば、		
レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)、		
ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク挿入式記録機)、		
記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。		
過去に分類した物品の名称		
デジタルビデオテープレコーダー	車載用ビデオテープレコーダ	

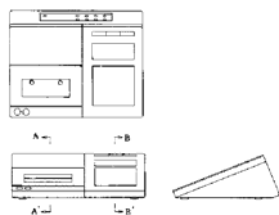
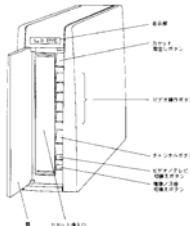
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5322	テレビチューナー付きカセット式ビデオテープレコーダー

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-4523	全	テレビチューナー付きカセット式ビデオテープレコーダー
H4-4523A	全	テレビチューナー付きカセット式ビデオテープレコーダー (上面挿入型)
H4-4523B	全	テレビチューナー付きカセット式ビデオテープレコーダー (前面挿入型)
H4-4523BA	全	テレビチューナー付きカセット式ビデオテープレコーダー (前面挿入型・カセット横入れ型)
H4-4523BB	全	テレビチューナー付きカセット式ビデオテープレコーダー (前面挿入型・カセット縦入れ型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-52	ディスク挿入式記録機
H6-5312	カセット式音響用テープ記録機等
H6-31	音響用増幅器
H6-40~43A	チューナー等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
テレビチューナー付きビデオテープレコーダー	デジタルビデオテープレコーダー
ビデオテープレコーダー	

定義		
カセットに納められた磁気テープを記録媒体とする映像用テープ記録機（録画機及び再生機）のうち、テレビチューナー付き（テレビチャンネルボタンまたはチャンネル表示画面を有するもの）を分類する。		
登録 1099198 号 ビデオテープレコーダー 	登録 726405 号 ビデオテープレコーダー 	登録 930849 ビデオテープレコーダー 

他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)

■出力機を具備するものとの関係■

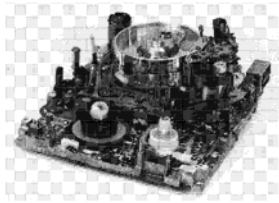
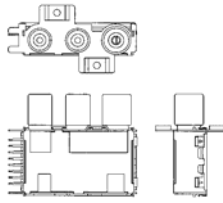
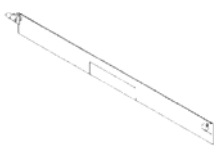
- ・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。
- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240~H7-6246に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

- ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。例えば、レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51 (レコード記録機)、ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52 (ディスク挿入式記録機)、記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541 (カード記録機) に分類する。

過去に分類した物品の名称	
デジタル放送用チューナー付きデジタルビデオテープレコーダー	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-53291	映像用テープ記録機等部品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－459	一	映像記録再生機器部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6－5291	ディスク記録機部品		
H6－53191	音響用テープ記録機器等部品		
H6－549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品		
H6－591	情報記録機器等部品		
H7－2191	音響情報記録再生機器等部品		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
ビデオテープレコーダー用テープ駆動機	ビデオテープレコーダー用カセットブライnder		
定義			
映像用テープ記録機等を構成するために使用する部材を分類する。特定できないものは除く。 カセット式ビデオテープ記録機、オープンリール式ビデオテープ記録機等の部品を分類する。			
登録 1005818 号 ビデオテープレコーダー用 テープ駆動機 		登録 1147847 号 ビデオテープレコーダ用 モジュレータ 	
登録 1164081 号 ビデオテープレコーダー用 カセットブライnder 			
他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠) ＜H6－5代の各部品・付属品分類と、H6－591、592との関係＞ ・何れの記録機において使用するのか不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、 H6－591又は592に分類する。例えば、音響用か映像用か特定できないものは、H6－591へ。 ・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			
録画再生アダプター	ビデオテープレコーダー用オート チェンジャー	ビデオテープレコーダー用モジュ レーター	
ビデオテープレコーダー用機構部 シャーシ			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-53292	映像用テープ記録機等付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－459	－	映像記録再生機器部品及び付属品	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H6－5292	ディスク記録機付属品		
H6－53192	音響用テープ記録機等付属品		
H6－549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品		
H6－592	情報記録機器等付属品		
H7－2192	音響情報記録再生機器等付属品		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
ビデオ挿入口カバー	ビデオテープレコーダー用収納ケース		
定義			
映像用テープ記録機等にのみ使用する付属品を分類する。特定できないものは除く。			
登録 1006792 号 「ビデオ挿入口カバー」 			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
＜H6－5代の各部品・付属品分類と、H6－591、592との関係＞			
・何れの記録機において使用するのかわかり、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6－591又は592に分類する。例えば、音響用か映像用か特定できないものは、H6－591へ。			
・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。			
分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）			
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-540	その他媒体の記録機器等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－40	－	音声映像記録再生機器
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7－212	音響情報記録再生機器	
H7－6240～6242	データ表示機	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
H6－54代には、上位に展開するレコード、テープ、ディスク以外の、その他の媒体を使用し、記録を行う機器を分類する。		
H6－540:レコード、ディスク、テープ以外の、下位に属さない媒体を使用する記録機		
H6－541:カード記録機		
H6－542:記録媒体内蔵記録機		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
■音響記録再生機器との関係■		
スピーカー等出力機を有するものは、H7－212音響情報記録再生機器に分類する。		
(1)音楽記録再生機を内在していても、操作部が明らかでなく、形状がヘッドホン若しくはイヤホン型のものは、H7－233(ヘッドホン等)に分類する。		
(2)ヘッドホン等が音楽記録再生機に付属しているにすぎないものはH7－212に分類する。		
(1)登録 1118550 		
(2)登録 1119029 		
■映像記録再生機器との関係■		
・映像用の表示画面を有するものは、H7－6240～H7－6246に分類する。		
・記録機のみはここに。		
■記録媒体との関係■		
・単体で情報を再生できる記録機はH6－51～54に(例:ハードディスクレコーダー、ICレコーダー／H6－54)		
・単体では情報を再生できない記憶媒体はH6－56代へ(例:電子ゲーム器用情報記憶カートリッジ／H6－564C)		

■特定の機器専用のものについて■

・ビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。ただし、モニターにコードで接続して使用するようなボックスタイプのレコーダーはJ3-2910に含まず、H6-5代に分類する。

■カーナビゲーション機器は以下の分類へ■

- ・CD、DVD、HDD等記録機部のみは、H6-5代に分類する。
- ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。
- ・DVD再生機付き表示機、記録機内蔵型表示機は、H7-62台(データ表示機)へ。
- ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720~725(表示機付き電子計算機等)へ。
- ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。
例えば、

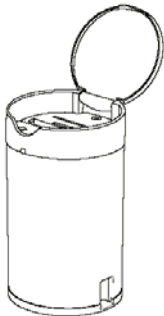
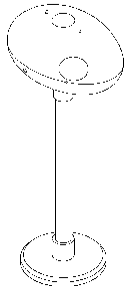
レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)

ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク記録機)

記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-541	カード記録機

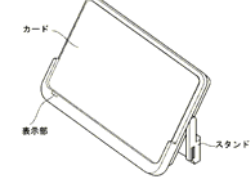
対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-40	一	音声映像記録再生機器	
H5-440	一	電子計算機用データ読み取り穿孔機	
H5-440A	一	電子計算機用データ読み取り穿孔機(床置型)	
H5-440B	一	電子計算機用データ読み取り穿孔機(卓上型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H7-130	データ入力機等		
H7-212	音響情報記録再生機器		
H7-6241D~6242D	データ表示機 記録再生機付き		
H7-721D	表示機付き電子計算機等(床置型) 記録機器付き		
H7-722D	表示機付き電子計算機等(取付け型) 記録機器付き		
H7-723D	表示機付き電子計算機等(卓上型) 記録機器付き		
H7-725	表示機付き電子計算機等(携帯型)		
J4-3	時間記録機:タイムレコーダー		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
カード記録機	カードリーダー	カード読み取り機	
カード認識機	メモリーカード読み出し書き込み機	磁気カード読み取り機	
入室者管理機			
定義			
磁気カード、ICカード等のカードを記録媒体として、音、画像及びPC等で作成した情報等を記録する機器、カードに記録された情報を再生する機器、又は、カードに記録された情報を読み取り、他の機器を制御するための機器を分類する。 テンキー程度のデータ入力機能のあるものを含む。非接触型を含む。 スピーカー、表示画面等出力機を有するものは除く。			
A: 床置・卓上型			
登録 01179507 メモリーカード読み出し書き込み機 【蓋を開いた状態の斜視図】 		登録 01179944 カード認識機 	

A: 床置・卓上型

登録 01173136

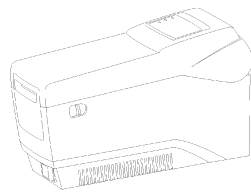
非接触式集積回路内蔵カード処理機

【使用状態を示す図例】



登録 01172748

カードリーダーライター



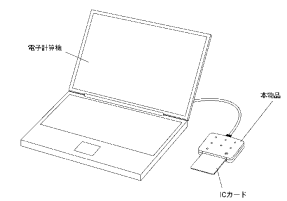
登録 01172142

メモリーカード用リーダーライター



登録 01171369

データ入力機



B: 小型携帯型(腕に装着するものを除く。)

登録 01142209

カード読み取り書き込み器



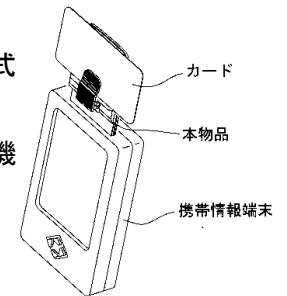
登録 01164091

オーディオ用メモリーカードプレーヤー



登録 01173137

カード型非接触式集積回路内蔵カード処理機



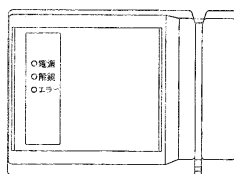
BA: 腕時計型 (図例なし)

腕に装着して使用するもの。

C: 壁取付型

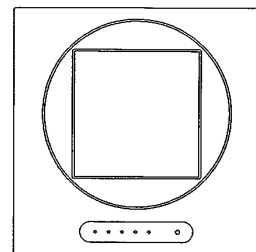
登録 01169336

磁気カード読み取り機



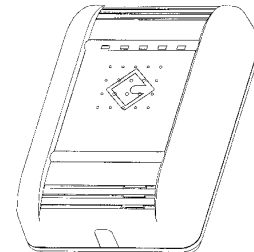
登録 1112210

移動体識別装置



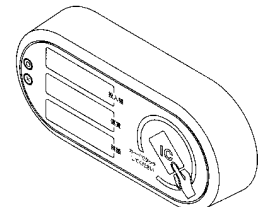
登録 1183012

警備状態設定表示器



登録 1139097

非接触式集積回路内蔵カード処理機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**■出力機を具備するものとの関係■**

- ・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。
- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240～H7-6246に分類する。
- ・記録機のみはここに。

■特定の機器専用のものについて■

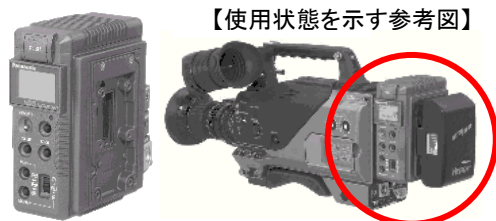
- ・ビデオカメラに直接取り付けて使用するビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。
モニター、ビデオカメラ等にコード等で間接的に接続して使用するような ボックスタイプのレコーダーは H6-541に分類する。

J3-2910

登録 1138546

ハードディスクビデオレコーダー

【使用状態を示す参考図】



H6-542

登録 1333383

監視用デジタルディスクレコーダー

**■その他、非接触・接触で情報を処理する機器との関係■**

- ・検出対象物の有無を非接触で検出する近接スイッチ(内部部品)はH1-553へ。
- ・指紋認証や、虹彩認証などの生体認証機能のみを持つものはH7-130に分類する。

■複合物品について■

カード記録機付きの機器の内、テンキー+モニタの機能を持つ物はH7-72台に分類する(カードリーダー+テンキー+モニタの要素の内、テンキーがなくとも、物品名や意匠の説明から電子計算機能を持つと判断できる物であればH7-72代に分類する)。ハンディターミナルはH7-725。

H7-725

登録 01099485

電子決済用端末機

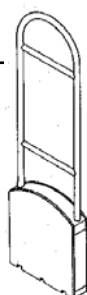
**■監視用機器との関係■**

- ・小売店の出入り口等に設置される、万引き防止用のセンサー付きゲートは、H7-110(監視用機器)へ。
- ・ビル、部屋等の入り口に設置される、カードリーダー付き入室者管理機(生体認証機付き含む)は、H6-541(カードリーダー)へ。
- ・生体認証機のみはH7-130(操作キー付きはH7-131)。

H7-110

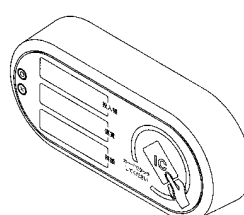
送受信機用アンテナ

登録 1125686



H6-541 登録 1139097

非接触式集積回路内蔵カード処理機



分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）

- 異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。
例えば、
レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51（レコード記録機）
ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52（ディスク記録機）
記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541（カード記録機）に分類する。

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-541	A	床置・卓上型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－40	－	音声映像記録再生機器
H5－440	－	電子計算機用データ読み取り穿孔機
H5－440A	－	電子計算機用データ読み取り穿孔機(床置型)
H5－440B	－	電子計算機用データ読み取り穿孔機(卓上型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7－130	データ入力機等	
H7－212	音響情報記録再生機器	
H7－6241D～6242D	データ表示機 記録再生機付き	
H7－721D	表示機付き電子計算機等(床置型) 記録機器付き	
H7－723D	表示機付き電子計算機等(卓上型) 記録機器付き	
J4－3	時間記録機:タイムレコーダー	
定義(図例必須)		
カード記録機の内、床に置いて使用するもの(本体の一部に足、スタンド等の付いたもの)や、卓上に置いて使用するものに付与する。		
パソコン等にコード又は無線で接続し、卓上に置いて使用するものを含む。		
登録 01179507 メモリーカード 読み出し書き込み	登録 01179944 カード認識機	登録 01173136 非接触式集積回路内蔵 カード処理機
登録 01172748 カードリーダーライター	登録 01172142 メモリーカード用リー ダーライター	登録 01171369 データ入力機
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
パソコン等にコネクタで直に接続して使用するものは、B:小型携帯型を付与する。		

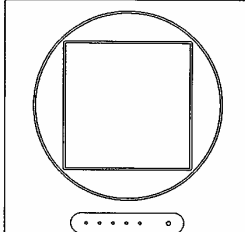
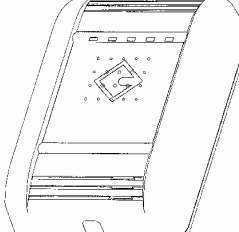
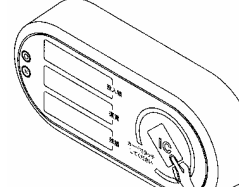
分類付与運用メモ（付与優先順位、懸案事項など）		
卓上に置いて使用するのか、壁に取り付けて使用するのか不明なものは、A:卓上型を付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
B	小型携帯型	
BA	腕時計型	
C	壁取付型	
過去に分類した物品の名称		
カードリーダーライター	非接触式集積回路内蔵カード処理機	メモリーカード用リーダーライター
データ入力機		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-541	B	小型携帯型

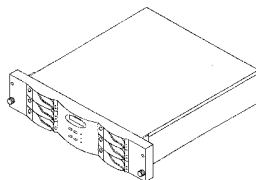
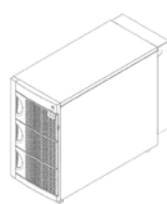
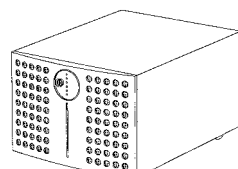
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－40	－	音声映像記録再生機器
H5－440	－	電子計算機用データ読み取り穿孔機
H5－440B	－	電子計算機用データ読み取り穿孔機(卓上型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7－130	データ入力機等	
H7－212	音響情報記録再生機器	
H7－6241D～6242D	データ表示機 記録再生機付き	
H7－722D	表示機付き電子計算機等(取付け型) 記録機器付き	
H7－723D	表示機付き電子計算機等(卓上型) 記録機器付き	
H7－725	表示機付き電子計算機等(携帯型)	
J4－3	時間記録機:タイムレコーダー	
定義(図例必須)		
カード記録機の内、小型で携帯できるもの。 ウェアラブルのもの、パソコン等にコネクタで直に接続して使用するものを含む。		
登録 01142209 カード読み取り書き込み器  登録 01164091 オーディオ用メモリーカードプレーヤー  登録 01162689 情報端末機用機能拡張機 		
他のDタームとの関係(付与しない意匠) 本体の一部に足、スタンド等が付いているものは、A:床置、卓上型を付与する。 パソコン等にコード又は無線で接続し、卓上に置いて使用するものは、A:床置、卓上型を付与する。		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	床置・卓上型	
BA	腕時計型	
C	壁取付型	
過去に分類した物品の名称		
カード読み取り書き込み器	オーディオ用メモリーカードプレーヤー	情報端末機用機能拡張機

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－40	－	音声映像記録再生機器	
H5－440	－	電子計算機用データ読み取り穿孔機	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
定義（図例必須）			
カード記録機の内、腕時計型のもの。			
他のDタームとの関係（付与しない意匠）			
分類付与運用メモ（付与優先順位、懸案事項など）			
時計型以外のウェアラブル型は、B：小型携帯型を付与する。			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	床置・卓上型		
B	小型携帯型		
C	壁取付型		
過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-541	C	壁取付け型

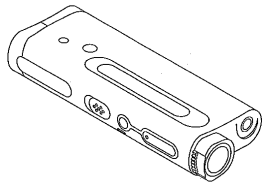
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－40	－	音声映像記録再生機器	
H5－440	－	電子計算機用データ読み取り穿孔機	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H7－6241D～6242D	データ表示機 記録再生機付き		
H7－722D	表示機付き電子計算機等(取付け型) 記録機器付き		
H7－725	表示機付き電子計算機等(携帯型)		
J4－3	時間記録機		
定義(図例必須)			
カード記録機のうち、壁に取り付けて使用するもの。			
登録 01169336 磁気カード読み取り機	登録 1112210 移動体識別装置	登録 1183012 警備状態設定表示器	登録 1139097 非接触式集積回路内蔵 カード処理機
			
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
・壁に取り付けて使用するか否かは、図面や、説明の記載により判断する。 例えば、背面に釘等を引っかけるための孔を有するものは、壁に取り付けて使用するとみなす。 ・卓上に置いて使用するのか、壁に取り付けて使用するのか不明なものは、A: 卓上型を付与する。			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	床置・卓上型		
B	小型携帯型		
BA	腕時計型		
過去に分類した物品の名称			
磁気カード読み取り機		非接触式集積回路内蔵カード処理機	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-542	記録媒体内蔵記録機

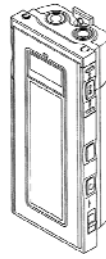
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－40	－	音声映像記録再生機器	
H5－30	－	電子計算機用補助記憶機	
H5－30A	－	電子計算機用補助記憶機(床置型)	
H5－30B	－	電子計算機用補助記憶機(卓上型)	
H2－61CA	－	映像情報蓄積機	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
H2－600		制御機器	
H6－41、42		ラジオチューナー、テレビチューナー	
H6－6		電子計算機用中央処理機	
H7－212		音響情報記録再生機器	
H7－6241D～6242D		データ表示機 記録再生機付き	
H7－721D		表示機付き電子計算機等(床置型) 記録機器付き	
H7－722D		表示機付き電子計算機等(取付け型) 記録機器付き	
H7－723D		表示機付き電子計算機等(卓上型) 記録機器付き	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
磁気ディスク記憶機		電子計算機用磁気ディスク記憶機	映像情報蓄積機
定義			
内蔵するハードディスクや、ICチップ等の記録媒体に、音、画像及びPC等で作成した情報等を記録する機器、また、これらディスク内に記録された情報を再生する機器を分類する。 主記憶装置の働きを補助するために用いられる外部記憶装置を含む。 一般的に、「ハードディスクレコーダー」や、「ICレコーダー」と呼ばれるものを含む。 スピーカーを有するものは除く。			
Dタームを付与しないもの		登録 01148998 外部記憶装置 	
A: 床置・卓上型		登録 01178526 磁気ディスク記憶機 	登録 01096846 電子計算機用ディスク記憶機 
		登録 01162643 電子計算機用磁気ディスク記憶機 	

B: 小型携帯型

登録 01106446
音声記録再生機



登録 1211058
デジタルオーディオプレイヤー



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**■出力機を具備するものとの関係■**

- ・スピーカーを有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。
- ・表示画面を有するもので、物品名、物品の説明、意匠の説明、図面等から総合的に判断し、その物品の主たる機能の一つが動画、写真等映像表示機能と判断できるものは、H7-624代に分類する。

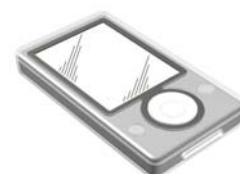
表示部があっても曲名や、再生・記録等の状態表示程度に止まる場合はここに分類する。

例：物品名が「メディアプレーヤー」、「マルチメディアプレーヤー」の場合は、基本的に動画、写真等映像表示機能を有するものと判断してH7-624代に分類するが、図面から表示部が曲名や、再生・記録等の状態表示程度に止まると判断できるものや説明で音声再生機能しかないと判断できる場合についてはここに分類する。

例：物品名が「デジタルオーディオプレーヤー」、「音声記録再生機」であれば基本的にここに分類する。ただし、その物品の主たる機能の一つが動画、写真等映像表示機能と判断できるものは、H7-624代に分類する。

- ・記録機のみはここに。

H7-6243へ 登録 1309206
メディアプレーヤー

**■特定の機器専用のものについて■**

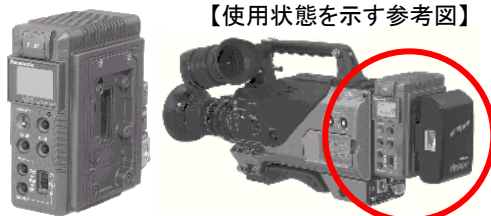
- ・ビデオカメラに直接取り付け使用するビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。
- モニター、ビデオカメラ等にコード等で間接的に接続して使用するような ボックスタイプのレコーダーは H6-5代に分類する。

J3-2910

登録 1138546

ハードディスクビデオレコーダー

【使用状態を示す参考図】



H6-542

登録 1333383

監視用デジタルディスクレコーダー

**■複合物品について■**

- ・テレビチューナーとハードディスクレコーダーの両方を具備するものについては、物品名、主たる機能、形状等を総合的に考慮して、H6-4代に分類するか、H6-542(記録媒体内蔵記録機)に分類するか判断する。

■記録媒体との関係■

- ・単体で情報を再生できる記録機はH6-51～54代に(例：ハードディスクレコーダー／H6-542)
- ・単体では情報を再生できない記憶媒体はH6-55代へ(例：電子ゲーム器用情報記憶カートリッジ／H6-554C)

■カーナビゲーション機器は以下の分類へ■

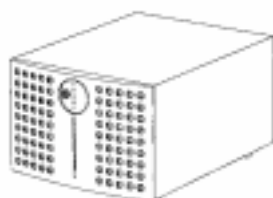
- ・CD、DVD、HDD等記録機部のみは、H6-54代に分類する。
- ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。
- ・DVD再生機付き表示機、記録機内蔵型表示機は、H7-62代(データ表示機)へ。
- ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720～725(表示機付き電子計算機等)へ。
- ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

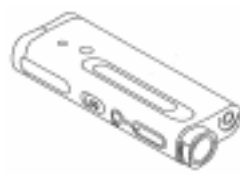
- ・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。例えば、
レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)
ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク記録機)
記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称		
ハードディスクレコーダー		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-542	A	床置、卓上型

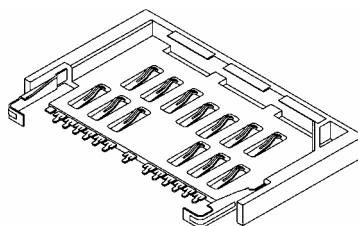
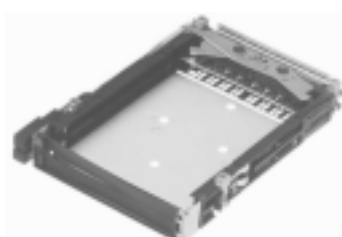
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－40	－	音声映像記録再生機器
H5－30	－	電子計算機用補助記憶機
H5－30A	－	電子計算機用補助記憶機(床置型)
H5－30B	－	電子計算機用補助記憶機(卓上型)
H2－61CA	－	映像情報蓄積機
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H2－600	制御機器	
H6－6	電子計算機用中央処理機	
H7－130	データ入力機等	
H7－212	音響情報記録再生機器	
H7－6241D～6242D	データ表示機 記録再生機付き	
H7－721D	表示機付き電子計算機等(床置型) 記録機器付き	
H7－723D	表示機付き電子計算機等(卓上型) 記録機器付き	
定義(図例必須)		
記録媒体内蔵記録機の内、床に置いて使用するもの(本体の一部に足、スタンド等の付いたもの)や、卓上に置いて使用するものに付与する。 縦置き、横置き又はその両方で使えるものを含む。。		
登録 01096846 電子計算機用ディスク記憶機  登録 01177882 ハードディスクレコーダー 		
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
B	小型携帯型	
BA	腕時計型	
過去に分類した物品の名称		
ハードディスク記憶機	電子計算機用ディスク記憶機	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-542	B	小型携帯型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4－40	－	音声映像記録再生機器	
H5－30	－	電子計算機用補助記憶機	
H5－30B	－	電子計算機用補助記憶機(卓上型)	
H2－61CA	－	映像情報蓄積機	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
H2－600	制御機器		
H6－554C	【カートリッジ付き記録媒体】半導体カートリッジ型		
H7－130	データ入力機等		
H7－212	音響情報記録再生機器		
H7－6241D～6242D	データ表示機 記録再生機付き		
H7－723D	表示機付き電子計算機等(卓上型) 記録機器付き		
H7－725	表示機付き電子計算機等(携帯型)		
定義(図例必須)			
記録媒体内蔵記録機の内、小型で携帯できるものを分類する。ウェアラブルのものを含む。 ノートパソコン等に接続し使用するものを含む。			
登録 01084881 録音再生機 		登録 01106446 音声記録再生機 	
登録 01169742 記憶素子内蔵記録機 			
他のDタームとの関係(付与しない意匠)			
本体の一部に足、スタンド等が付いているものは、A:床置・卓上型を付与する。			
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)			
このDタームと複数付与しないDターム			
記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	床置・卓上型		
BA	腕時計型		
過去に分類した物品の名称			
記憶素子内蔵記録機		カード型非接触式集積回路内蔵カード	音声記録再生機
録音再生機			

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
H4－40		－	音声映像記録再生機器		
H5－30		－	電子計算機用補助記憶機		
参考分類・参考物品					
分類記号			分類の名称 または 物品の名称		
H7－723D			表示機付き電子計算機等(卓上型) 記録機器付き		
H7－725			表示機付き電子計算機等(携帯型)		
定義(図例必須)					
記録媒体内蔵記録機の内、腕時計型のものを分類する。					
他のDタームとの関係(付与しない意匠)					
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)					
時計型以外のウェアラブル型は、B:小型携帯型を付与する。					
このDタームと複数付与しないDターム					
記号	Dタームの名称			左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。	
A	床置き・卓上型				
B	小型携帯型				
過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-549	その他媒体の記録機器等部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－40	－	音声映像記録再生機器
H5－910	－	電子計算機等部品
H5－920	－	電子計算機等付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H6－5291	ディスク記録機部品	
H6－5292	ディスク記録機付属品	
H6－53191	音響用テープ記録機器等部品	
H6－53192	音響用テープ記録機器等付属品	
H6－53291	映像用テープ記録機等部品	
H6－53292	映像用テープ記録機等付属品	
H6－591	情報記録機器等部品	
H6－592	情報記録機器等付属品	
H7－2191	音響情報記録再生機器等部品	
H7－2192	音響情報記録再生機器等付属品	
H1－352	圧接型コネクター	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
磁気ディスク用スペーサー	メモリーカード用コネクタ	
定義		
その他媒体の記録器等にのみ使用される、専用性を持つ部品及び付属品をここに分類する。		
登録 01131159 オーディオ用メモリーカードブ レーヤー用収納ケース	登録 1187213 メモリーカード用コネクタ	登録 1107205 コネクタ
		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

＜H6－5代の各部品・付属品分類と、H6－591、592との関係＞

- ・何れの記録機において使用するのか不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6－591又は592に分類する。
- ・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。
- ・例えば、光ピックアップは、ディスク記録機用、ハードディスク用共に、H6－591へ。

H6－591

登録 1157077 光ピックアップ



＜カード用コネクタの分類＞

■H1－352(圧接型コネクタ)等に分類するカード用コネクタ

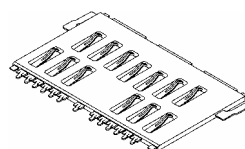
以下の両方の条件を満たすもの。

- ・カードを支える枠及びレールが短い、または、具備しないもの
- ・排出する機構(イジェクトボタン)を具備しないもの。

H1－352

登録 1178740

メモリカード用コネクタ



■H6－549に分類するカード用コネクタ

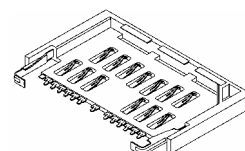
以下のどちらかの条件を満たすもの。

- ・カードを支える枠及びレールがあるもの。
- ・排出する機構(イジェクトボタン)を有するもの。

H6－549

登録 1187213

メモリカード用コネクタ



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

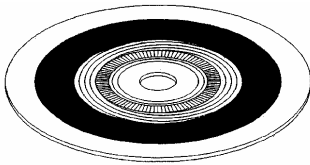
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-550	記録媒体

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-410	一	記録媒体
H4-411	全	レコード
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
磁気シート	レコード	
定義		
H6-55代には、記録機に挿入・接触等して情報を記録・保存し、必要に応じて取り出して利用することができる記録媒体(記憶媒体、記憶メディア)进行分类する。単体では情報を再生できないものに限る。 H6-550には下位に属さない記録媒体进行分类する。 H6-551:テープ記録媒体 H6-552:ディスク記録媒体 H6-553:カード型記録媒体 H6-554:カートリッジ付き記録媒体 きおく-ばいたい【記憶媒体】 情報を記録・保存し、必要に応じて取り出して利用することができる媒体。コンピューターの分野では古くは紙テープ・パンチ-カード、現在ではフロッピー-ディスク・光磁気ディスク・磁気テープ・ハード-ディスクなど。(広辞苑第5版) 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) ■記録媒体内蔵記録機との関係■ ・単体で情報を再生できる記録機はH6-51~54に(例:ハードディスクレコーダー、ICレコーダー/H6-542) ・単体では情報を再生できない記憶媒体はH6-55代へ(例:電子ゲーム器用情報記憶カートリッジ/H6-554C)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

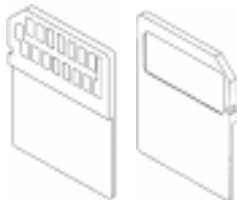
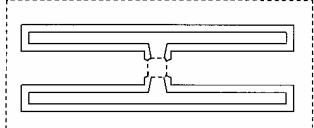
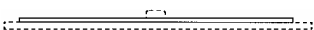
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-551	テープ記録媒体

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
H4-410	一	記録媒体			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
定義					
記録媒体のうち、テープに記録されるものを分類する。					
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) カートリッジ付きはH6-554に。					
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
過去に分類した物品の名称					

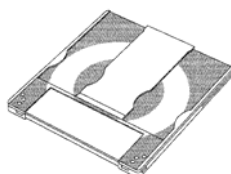
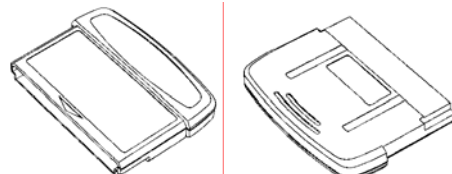
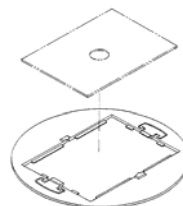
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-552	ディスク記録媒体

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-410	一	記録媒体
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
光ディスク	情報記録ディスク	
定義		
記録媒体のうち、主にレーザー光線によってデータの読み取りを行う、ディスク型のものを分類する。 円板状のものに限らない。		
登録 1019309-003 情報記録ディスク  登録 1048089 光ディスク 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) カートリッジ付きはH6-554に。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-553	カード型記録媒体

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
H4-410	一	記録媒体			
F3-1122	全	磁気カード			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
J6-300	防犯防災用機器				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
磁気カード		情報記録カード		半導体メモリ	
定義					
H6-553には、記録媒体のうち、略小形方形の厚みの薄いカード型のものを分類する。 磁気カード、ICカードを含む。 テレホンカードの様な一面磁気を持つもの、乗車カードの様な金銭授受機能付きのもの、銀行カードの様な磁気テープの貼られたもの、ICチップの付いた大容量の記録機能を持つもの等を含む。					
登録 01054460 磁気カード  		登録 01076035 アイシーカード 		登録 01178922 集積回路内蔵カード 	
登録 1176052 非接触型識別データキャリア  					
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-554	カートリッジ付き記録媒体

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-410	一	記録媒体	
H4-4192	全	テープマガジン	
H4-4192A	全	テープマガジン (コンパクトカセット型)	
H4-4195	全	ディスクカートリッジ	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
ディスクカートリッジ	磁気ディスク用カートリッジ	テープレコーダー用テープマガジン	
テーププレーヤー用カートリッジ	光ディスク用カートリッジ	ビデオテープレコーダー用テープマガジン	
磁気ディスク内蔵カートリッジ			
定義			
H6-554には、記録媒体のうちカートリッジタイプのものを分類する。 カートリッジのみ、マガジンのみを含む。			
カートリッジ [cartridge] (弾薬筒の意) はめこみ式の交換部品。ビデオテープなどを視聴覚機器に装着するためのカセット。(広辞苑第5版)			
A: テープカートリッジ型			
登録 00953810 磁器テープカセット			
			
B: ディスクカートリッジ型			
登録 00955290 光ディスクカートリッジ			
			
C: 半導体カートリッジ型			
登録 01155581 電子ゲーム器用情報記憶カートリッジ			
			
他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)			
■ カートリッジのない記録媒体 ■			
・テープのみはH6-551、ディスクのみはH6-552、 カード型はH6-553へ。			
■ H6-559 (記録媒体部品及び付属品) との関係 ■			
・カートリッジのみ (ディスク、半導体を具備しないもの) はH6-554へ。			
・記録機に挿入する際に使用する、ディスク等を保持するための アダプターは、H6-559へ。			
・アダプターか、カートリッジか迷うものは、H6-559に。			
H6-559 登録 1046174 光学的記録媒体カードホルダ			
			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
Aテープカートリッジ型、Bディスクカートリッジ型、C半導体カートリッジ型、に当てはまらない、その他のカートリッジ型には、Dタームを付与しない。			

	過去に分類した物品の名称	

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-554	A	テープカートリッジ型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－410	一	記録媒体
H4－4192	全	テープマガジン
H4－4192A	全	テープマガジン(コンパクトカセット型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

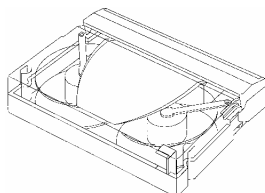
定義(図例必須)

カートリッジタイプの記録媒体のうち、カートリッジの内部にテープを持つもの。
テープカートリッジ型のカートリッジのみのものを含む。

登録 00953810
磁器テープカセット



登録 1177467 ビデオテープレコーダー用
テープマガジン



登録 1120317
カセットテープ



(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

分類付与運用メモ

Aテープカートリッジ型、Bディスクカートリッジ型、C半導体カートリッジ型、に当てはまらないものについてはDタームを付与しない

このDタームと複数付与しないDターム

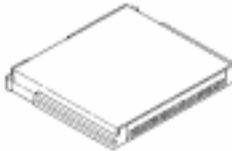
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には を付与する。
A	テープカートリッジ型	
B	ディスクカートリッジ型	

過去に分類した物品の名称

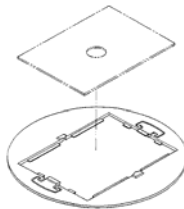
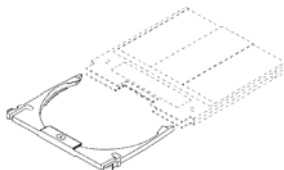
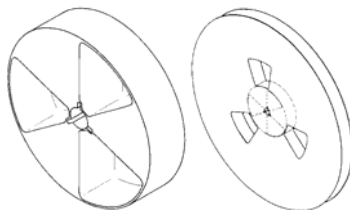
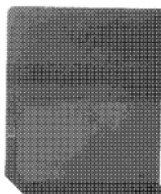
意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-554	B	ディスクカートリッジ型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-410	一	記録媒体
H4-4195	全	ディスクカートリッジ
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
カートリッジタイプの記録媒体のうち、カートリッジの内部にディスクを持つもの。 ディスクカートリッジ型のカートリッジのみを含む。 登録 01071145 データ記憶ディスクカートリッジ  登録 00955290 光ディスクカートリッジ  登録 01020268 光ディスクカートリッジ 		
(他のDタームとの関係、含まれない物品など)		
分類付与運用メモ		
Aテープカートリッジ型、Bディスクカートリッジ型、C半導体カートリッジ型、に当てはまらないものについてはDタームを付与しない		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	テープカートリッジ型	
C	半導体カートリッジ型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-554	C	半導体カートリッジ型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-410	一	記録媒体
関連分類・関連物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
カートリッジタイプの記録媒体のうち、カートリッジの内部に半導体を持つもの。 半導体カートリッジ型のカートリッジのみを含む。		
登録 01092099 コンパクトフラッシュカード 	登録 01155581 電子ゲーム器用情報記憶カートリッジ 	登録 01174710 パーソナルコンピュータ用認証機 
(他のDタームとの関係、含まれない物品など) ・半導体を内蔵するカード型の記録媒体はH6-553カード型記録媒体に分類する。 ■記録媒体内蔵記録機との関係■ ・単体で情報を再生できる記録機はH6-542へ。(例:ハードディスクレコーダー) ・単体では情報を再生できない記憶媒体はH6-554に(例:電子ゲーム器用情報記憶カートリッジ)		
分類付与運用メモ		
Aテープカートリッジ型、Bディスクカートリッジ型、C半導体カートリッジ型、に当てはまらないものについてはDタームを付与しない		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
A	テープカートリッジ型	
B	ディスクカートリッジ型	
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-559	記録媒体部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-4190	一	記録媒体部品及び付属品	
H4-4191	一	レコード収納具	
H4-4193	全	テープリール	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
F2-714		情報記録媒体整理保管具	
F4-9114		包装用巻き芯	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
テープレコーダー用リール	ビデオテープレコーダー用リール	テープリール収納ケース	
定義			
H6-559には記録媒体の部品及び付属品を分類する。 ディスク等を組み込んで記録機に挿入するものを含む。			
登録 01046174 光学的記録媒体 カードホルダ  登録 01143408 集積回路内蔵カード アダプター  登録 01172796 テープリール用芯 			
登録 01075843 ピーシーカード用 アダプター  登録 01073014 集積回路内蔵カード用 アダプター 			

他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)**■ H6-554 (カートリッジ記録媒体) との関係 ■**

- ・カートリッジのみ (ディスク、半導体を具備しないもの) は H6-554 へ。
- ・記録機に挿入する際に使用する、ディスク等を保持するもの (アダプター) は、H6-559 に。
- ・アダプターか、カートリッジか迷うものは、H6-559 に。

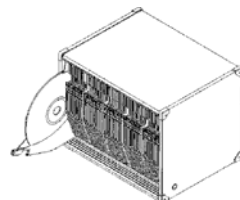
■ その他巻き芯との関係 ■

- ・保管するために収納することを目的としているものは、F2-714 に分類する。
- ・巻き芯に商品を巻き付けた状態で販売される簡易なものは、F4-9114 (包装用巻き芯) に分類する。

F2-714

登録 856780 号

ディスクホルダー

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)****過去に分類した物品の名称**

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-591	情報記録機器等部品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4－490	一	音声映像記録再生機器部品及び付属品
H4－493	全	磁気ヘッド
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7－2191	音響情報記録再生機器等部品	
H7－596	プリンター用印字ヘッド	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
テープレコーダー用磁気ヘッド	光磁気ディスクプレーヤー用ピックアップ	
定義		
音響、映像等の情報記録機等を構成する部材を分類する。		
登録 1040283 号 「光ディスクプレーヤー用 ピックアップ用シャーシ」	登録 1157077 号 「光ピックアップ」	登録 1089052 号 「磁気ヘッド」
		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
■磁気ヘッドについて■		
・磁気ヘッドとは、磁気録音ヘッド、磁気再生ヘッド、及び消去ヘッドの総称。これらはH6－591に含む。		
・プリンター用の印字ヘッドは、H7－597に分類する。		
■H6－5代の各部品・付属品分類と、H6－591、592との関係■		
・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。		
・何れの記録機において使用するのか不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6－591又は592に分類する。		
・例えば、光ピックアップは、ディスク記録機用、ハードディスク用共に、H6－591へ。		

■ 光ピックアップについて ■

- ・光ピックアップは、ディスク記録機用、ハードディスク用共に、H6－591へ。
- ・光ピックアップ用コイルは、H1－4300（電子回路用コイル等）へ。

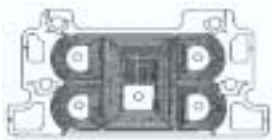
H6－591

登録 1157077 号
「光ピックアップ」



H1－4300へ

登録 1099443 号
「ピックアップ用コイル」



分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

磁気ヘッドドラム	磁気ヘッド用スライダー	磁気記録再生機用ドラム
光ピックアップのレンズホルダー	磁気ヘッドサスペンション	

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-592	情報記録機器等付属品

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
H4-490	一	音声映像記録再生機器部品及び付属品	
H4-491	全	レコードクリーナー	
H4-492	全	消磁器	

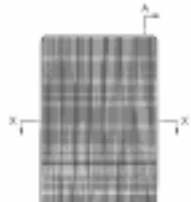
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-2192	音響情報記録再生機器等付属品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
磁気ヘッド消磁器	磁気テープ消磁器	レコードクリーナー
ディスク用クリーナー	磁気読み取り機用クリーニングカード	

定義

情報記録機等にのみ使用する付属品を分類する。
記録機のほこりや汚れを除去するための器具、磁気ヘッド部に帯磁した磁気を消磁するための器具、記録媒体に記録されている信号を消去するための器具を含む。

登録 1117598 号 「ディスク用クリーナー」 	登録 949932 号 「磁気テープ消磁器」 	登録 855350 号 「磁気ヘッド消磁器」 	登録 1036916 号 「磁気読み取り機用 クリーニングカード」 
---	--	---	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

・清掃用ブラシは、C3-210へ。

＜H6-5台の各部品・付属品分類と、H6-591、592との関係＞

- ・何れの記録機において使用するのかわ不明、又は、複数の記録機において使用する可能性のあるものは、H6-591又は592に分類する。
- ・使用する記録機が特定されているものは、その記録機の部品・付属品に分類する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称			
ビデオテープクリーナー	光ディスク用クリーナー	ゲーム機用クリーニングカセット	
磁気消去器	光ディスクプレーヤー用レンズクリーナー	テープレコーダー用クリーニングテープカセット	
デジタルオーディオディスククリーニング用ペン			

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-6	電子計算機用中央処理機

対応する旧意匠分類		
※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-2	全	電子計算機用中央処理機
H5-2A	全	電子計算機用中央処理機 (床置型)
H5-2AA	全	電子計算機用中央処理機 (床置型・補助記憶機付き)
H5-2B	全	電子計算機用中央処理機 (卓上型)
H5-2BA	全	電子計算機用中央処理機 (卓上型・補助記憶機付き)
H5-5	一	オフライン機器

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2-600	制御機器
H6-52	ディスク挿入式記録機
H6-542	記録媒体内蔵記録機

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
電子計算機用演算制御機	図形情報処理用制御機	データ用サーバー

定義

電子計算機システムにおける演算部、制御部。普通、演算部と主記憶部、制御部が一体に構成されているもの。データ表示機を具備しないもの。記録機付きを含む。

電子計算機用中央処理機の筐体を含む。

登録 01115418

データ用サーバー



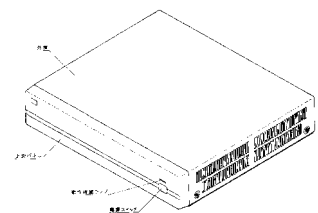
登録 01138505

ゲーム機、ラジオ用チューナー及びデジタルオーディオディスクプレーヤー付デジタルビデオディスクプレーヤー



登録 00907963

図形情報処理用制御機



他の意匠分類との関係 (含まれない物品、意匠)

- ・データ表示機を有する電子計算機はH7-7代の電子計算機に分類する。
- ・自動制御機器 (プロセス制御機器) や制御器 (プログラム設定制御機) はH2-600に分類する。

■ E2-212 (ゲーム器) との関係 ■

- ・携帯型のゲーム機、ゲームセンター用のゲーム機はE2-212。
- ・テレビ等の映像出力機に接続し使用するビデオゲーム機は、ソフト内蔵型等のゲーム器はE2-212。
カセット挿入式の汎用性があるものや、DVD再生機能等を具備する据置型のゲーム機はH6-6。

H6-6

登録 01138505

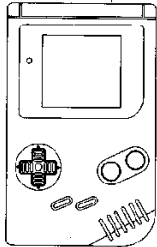
ゲーム機、ラジオ用チューナー及び
デジタルオーディオディスプレイ付
デジタルビデオスクリーン



E2-212 AB

登録 823332

電子ゲーム器



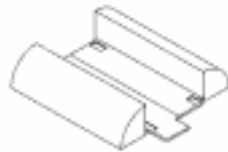
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-691	電子計算機用中央処理機部品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-900	一	電子計算機等部品及び付属品
H5-910	一	電子計算機等部品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
電子計算機用中央処理機の部品を分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 電子計算機等の関連機器の部品の分類の概要は以下のようになっている。 ディスク挿入式記録機器部品(H6-5291)。 その他媒体の記録機器等部品及び付属品(H6-549)。 情報記録機等部品(H6-591)。 電子計算機用中央処理機部品(H6-691)。 データ入力機等部品(H7-1391)。 紙データ入出力機等部品及び付属品(H7-590)、インクカートリッジ(H7-591)、トナーカートリッジ(H7-592)、インクリボンカートリッジ(H7-593)、画像形成機(H7-594)、給排紙機(H7-595)、プリンター用印字ヘッド(H7-596)。 データ表示機等部品(H7-6290)。 電子計算機等部品(H7-791)。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

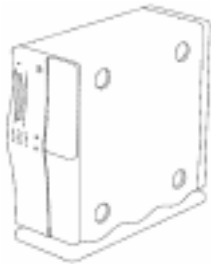
意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-692	電子計算機用中央処理機付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-900	一	電子計算機等部品及び付属品
H5-920	一	電子計算機等付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
電子計算機用中央処理機のスタンド		
定義		
電子計算機用中央処理機の付属品を分類する。 1093393 支持台（電子計算機用演算制御器の） 		
他の意匠分類との関係（含まれない物品、意匠） 電子計算機等の関連機器の付属品の分類の概要は以下のようになっている。 ディスク挿入式記録機器付属品（H6-5292）。 その他媒体の記録機器等部品及び付属品（H6-549）。 情報記録機等付属品（H6-592）。 電子計算機用中央処理機付属品（H6-692）。 データ入力機等付属品（H7-1392）。 紙データ入出力機等部品及び付属品（H7-590）、インクカートリッジ（H7-591）、トナーカートリッジ（H7-592）、インクリボンカートリッジ（H7-593）、画像形成機（H7-594）、給排紙機（H7-595）、プリンター用印字ヘッド（H7-596）。 データ表示機等付属品（H7-6290）。 電子計算機等付属品（H7-792）		
分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-6	A	縦長型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-2	—	電子計算機用中央処理機
H5-2A	—	電子計算機用中央処理機(床置型)
H5-2AA	—	電子計算機用中央処理機(床置型・補助記憶機付き)
H5-2B	—	電子計算機用中央処理機(卓上型)
H5-2BA	—	電子計算機用中央処理機(卓上型・補助記憶機付き)
H5-5	—	オフライン機器

関連分類・関連物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2-600A	制御機器(箱形)
H6-52	ディスク挿入式記録機
H6-542	記録媒体内蔵記録機

定義(図例必須)		
電子計算機用中央処理機のうち、使用状態を正面から見たときに縦方向に長いものを分類する。縦置、横置両方に使えるものを含む。		
登録 00948662 電子計算機用磁気ディスク機付演算制御機 	登録 00917262 電子計算機用演算制御器 	登録 00950622-001 電子計算機用演算制御機 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)
正方形に近いものは、Dタームを付与しない。

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

--

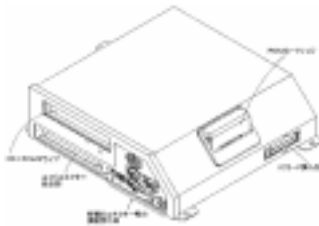
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
B	横長型	

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
H6-6	B	横長型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H5-2	—	電子計算機用中央処理機
H5-2A	—	電子計算機用中央処理機(床置型)
H5-2AA	—	電子計算機用中央処理機(床置型・補助記憶機付き)
H5-2B	—	電子計算機用中央処理機(卓上型)
H5-2BA	—	電子計算機用中央処理機(卓上型・補助記憶機付き)
H5-5	—	オフライン機器

関連分類・関連物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2-600	制御機器
H6-52	ディスク挿入式記録機
H6-542	記録媒体内蔵記録機

定義(図例必須)		
電子計算機用中央処理機のうち、使用状態を正面から見たときに横方向に長いものを分類する。		
登録 01128507 電子計算機用演算制御機 	登録 01078555 ゲーム機用制御器 	登録 01130167 電子計算機用演算制御機 

他のDタームとの関係(付与しない意匠)
正方形に近いものは、Dタームを付与しない。 縦置、横置両方に使えるものは、A:縦長型を付与する。

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には
A	縦長型	
		を付与する。

過去に分類した物品の名称